



felicite
IP CONSULTING

ASEAN地域におけるインターネット上 の模倣品対策に関する調査

2017年5月

フェリシテIPコンサルティングアジア Pte Ltd

President & CEO 奥 啓徳

目次

1. はじめに
2. シンガポールにおけるインターネット上の模倣品に係る調査
3. マレーシアにおけるインターネット上の模倣品に係る調査
4. フィリピンにおけるインターネット上の模倣品に係る調査
5. タイにおけるインターネット上の模倣品に係る調査
6. インドネシアにおけるインターネット上の模倣品に係る調査
7. ベトナムにおけるインターネット上の模倣品に係る調査
8. おわりに

1. はじめに

1(1); 背景、目的

インターネットの普及に伴い、実際のお店にわざわざ行かなくても商品を購入することができるインターネットショッピングサイトは便利であり、爆発的に普及している。

一方で、購入時のインターネットショッピングサイトにおいて本物と思われる商品をクリックして購入したものの、実際に手元に商品が届いた際に、模倣品や海賊版等が配送されることもあり、当該模倣品の排除及び予防が大きな課題となっている。

これは、日米欧といった先進国のみならず、ASEAN諸国においても大きな課題となりつつある。

そこで、本報告書は、ASEAN諸国の中でも、とりわけ日系企業の注目が高い、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナムの6か国において、インターネット上の模倣品対策に関する調査を行ったものである。

1. はじめに

1(2); 調査概要

本調査では、当該6か国において日本製品の通信販売も行われている主要なインターネットショッピングサイトとして、各国ごとに4つのサイトをピックアップし、当該サイト内で模倣品と疑われる製品の販売が確認できた場合、権利者が行使しうる具体的な模倣品対策について調査を行った。

具体的な調査事項は以下のとおりである。

各国ごとに、

- (1) インターネット上の模倣品の実態
- (2) 主要ショッピングサイト等の選定
- (3) 各ショッピングサイト等の模倣品対策プログラムの紹介
- (4) 各ショッピングサイト等での具体的な対策の紹介
- (5) 各ショッピングサイト等での最近の取締り実績、取締り事例の紹介

2.シンガポールにおけるネット上の模倣品に係る調査

2(1); インターネット上の模倣品の実態

【インターネットショッピング市場規模】

- ・現在、ASEAN第2位といわれる市場規模
- ・2025年までに、市場規模はUSD54 billionと予測

【インターネットショッピングにおける製品の種類】

Millennialsがインターネットショッピングで購入した商品のトップ3は、以下の通り

- 50% : ファッションアイテム
- 40% : 旅行ツアー
- 28% : イベントチケット

Gen-Xがインターネットショッピングで購入した商品のトップ3は、以下の通り

- 38% : 旅行ツアー
- 36% : ファッションアイテム
- 34% : IT及びモバイル関連

【インターネットショッピングの顧客層】

- ・ Millennialsとは、21世紀に成人になった世代
- ・ Gen-Xとは、1960年から1970年代後半に生まれた人

2.シンガポールにおけるネット上の模倣品に係る調査

【模倣品の種類】

- ・靴、衣料品、革製のバック、財布、高級時計などである。
- ・ブランド別に並べると、ロレックス、ナイキ、レイバン、ルイヴィトンとなる。

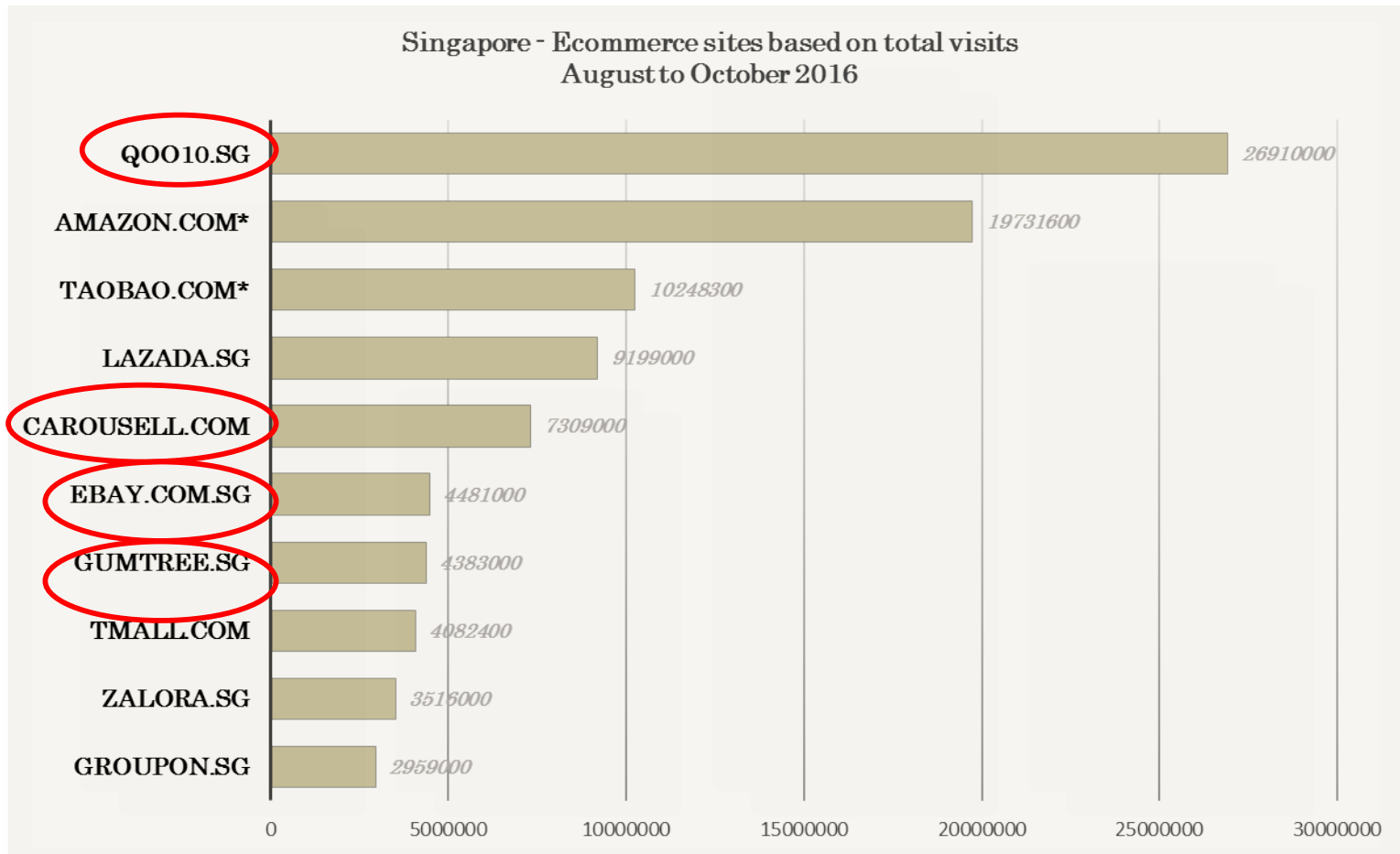
【模倣品の流通割合】

- ・シンガポールを代表する経済紙であるビジネスタイムスによる2016年のとある記事によると、シンガポールは世界で3番目に大きい模倣品を輩出している国に該当する。これはつまり、多くの模倣品がシンガポールを経由しているということを意味する。

2. シンガポールにおけるネット上の模倣品に係る調査

2(2); 主要ショッピングサイトの選定

・2016年、取扱数が多いインターネットショッピングサイトは、以下の通りである



・上位10社のうち、ランキング上位であり、商業的に成功しているインターネットショッピングサイトを4つ紹介する。ただし、他国で紹介したインターネットショッピングサイトは除く。

2.シンガポールにおけるネット上の模倣品に係る調査

2(3); 各ショッピングサイトの模倣品対策プログラムの紹介

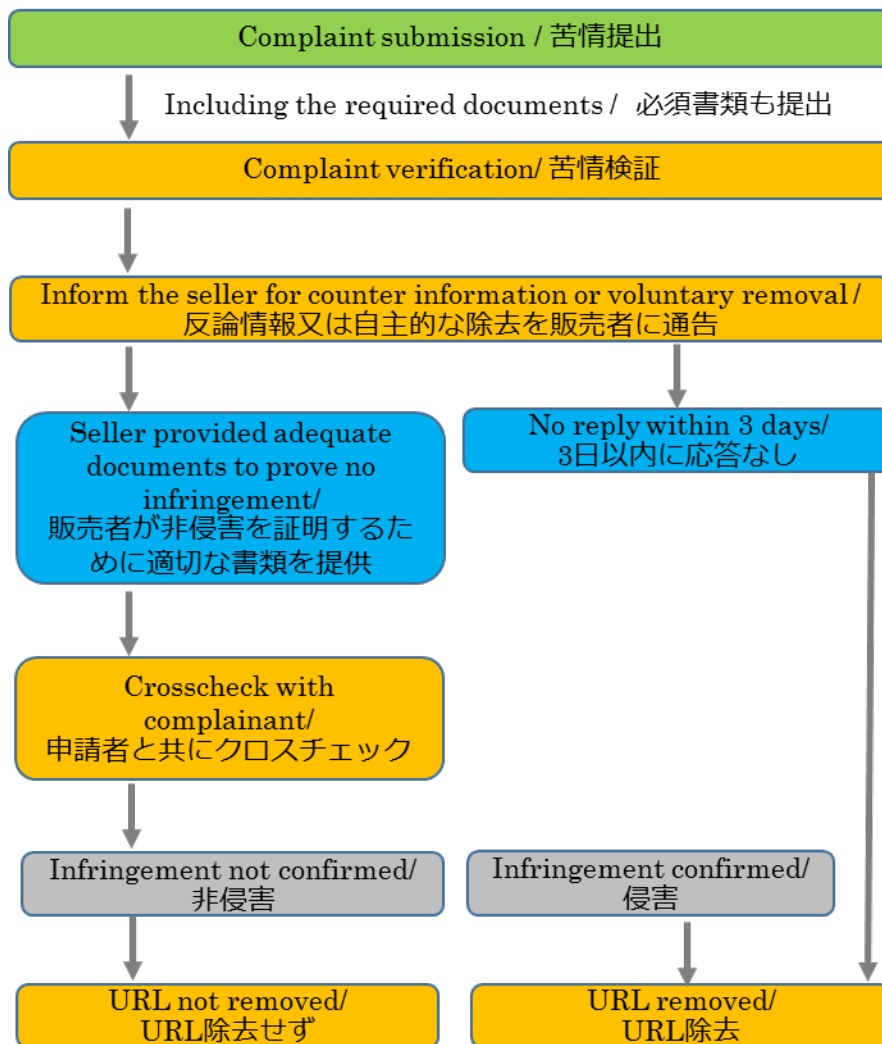
	Q0010	eBay Singapore	Carousell	Gumtree
1 利用規約中に知的財産権条項があるか？	はい	はい	はい	はい
2 知的財産権についての苦情に応答できるか？	はい	はい	はい	はい
3 自動テイクダウンシステムを持っているか？※	オンライン形式のみ	はい	いいえ	はい
4 大量の苦情に対する要件が少ない？	はい	はい	はい	はい
5 繰り返し信頼されるブランドオーナーに対する要件が少ない？	はい	はい	はい	はい
6 侵害者の連絡先詳細を公開するか？	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
7 販売者により繰り返される侵害を監視するか？	いいえ	はい	いいえ	はい
8 サイト上のその他の同様の侵害を監視するか？	いいえ	はい	いいえ	いいえ
9 アップロードを防ぐために特定のキーワードにフィルタをかけることに同意するか？	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
10 繰り返される侵害に対してより強い罰則を持っているか？	はい	はい	はい	はい

※ノーティスアンドテイクダウンとは、著作権に関する手続きの概念のうち、プロバイダが著作権者から通告を受けた際に、当該コンテンツを速やかに削除し、また、コンテンツの発信者に通知を行う、という手続きを含んだ一連の流れである。

2.シンガポールにおけるネット上の模倣品に係る調査

2(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

SG-Q0010.SG



必要書類：

- ・著作権で保護されたコンテンツを含むサイトのURL
- ・侵害している広告のURL
- ・侵害している広告の品目番号
- ・委任状(代理人を使用する場合)
- ・Qoo10侵害通知書(最初の通知の受信時に電子にメールに添付される)

苦情の宛先： brand@qoo10.sg

ブランドオーナーによる行為

サイトによる行為

販売者による行為

2.シンガポールにおけるネット上の模倣品に係る調査

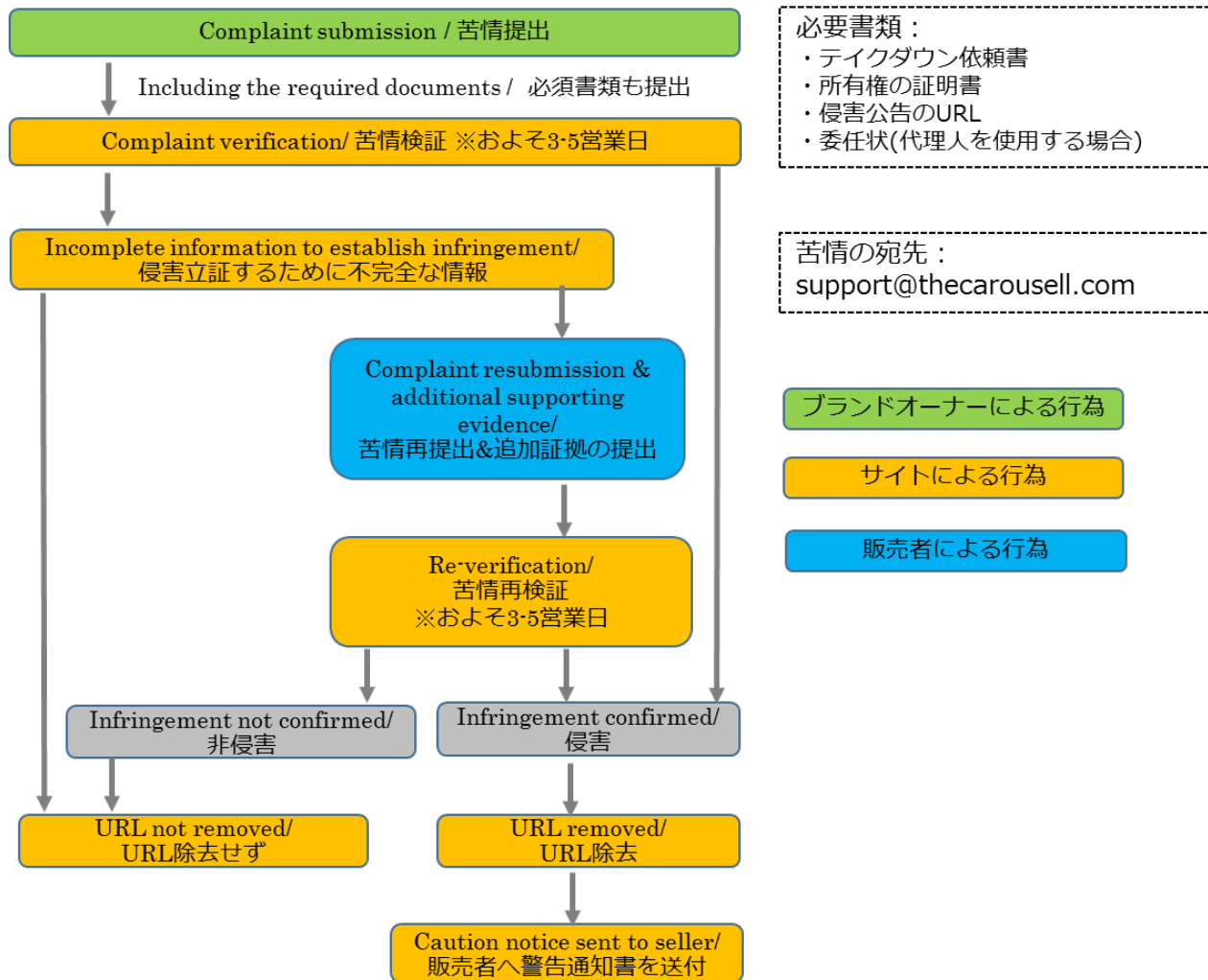
2(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Qoo10.sg
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	ブランド保護プログラム（B P P）は、リストに掲載された品目が第三者の著作権、商標権又はその他の知的財産権を侵害しないことを保証するために取り組む。
追加措置	サイト上に規定なし
罰則	<p>第三者の知的財産権の侵害、又はQ o o 1 0ポリシーに違反する行為は：</p> <ul style="list-style-type: none"> – サービス及びユーザー口座の制限、停止又は終了 – サイト及びそのコンテンツへのアクセスの禁止 – ホストされたコンテンツの遅延又は除去 – ユーザーがサイトに立ち入らないようにするために技術的及び法的手段を講じる <p>Q o o 1 0は、第三者の知的財産権を繰り返し侵害するかもしれないユーザーの口座を停止又は終了することもある。</p>
応答時間	電話での問い合わせによると、サイトは、1～2日以内に受信を確認し、1週間以内に対処することになるであろうと言っている。

2.シンガポールにおけるネット上の模倣品に係る調査

2(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

SG-CAROUSELL.COM



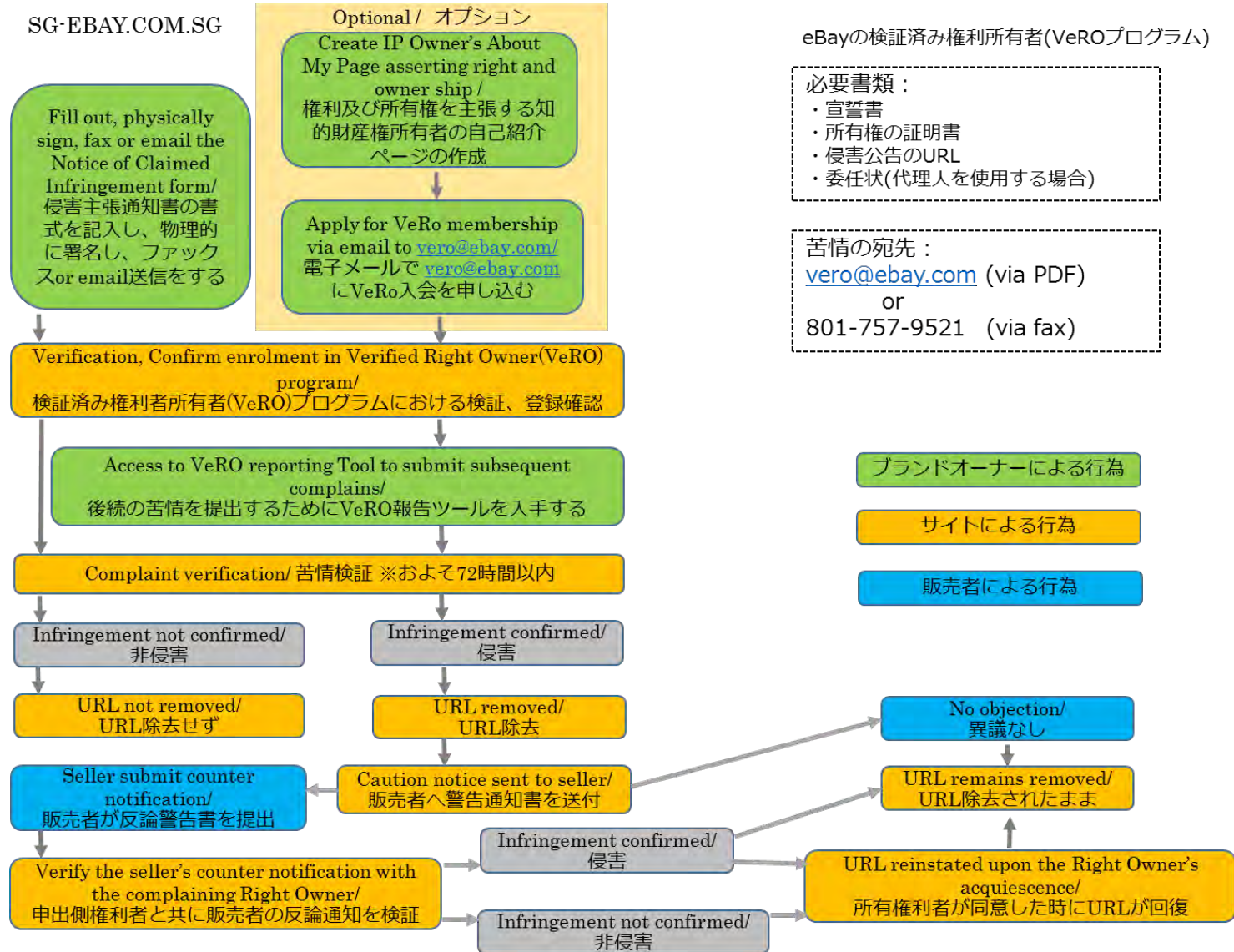
2.シンガポールにおけるネット上の模倣品に係る調査

2(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Carousell
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	サイトは、この基準を指定しないが、利用規約及びポリシー は、いかなる第三者の著作権、特許権、商標権、営業秘密又はその他の所有権若しくは知的財産権、或いは、肖像権又はプライバシー権の侵害の禁止を含む。
追加措置	利用規約及びポリシーに更に言明されているのは、.. (略) .. □ 座情報及びコンテンツを入手し、保存し、公開することがあることである。
罰則	コンテンツ除去、サービスとの間の通信のブロック配信（フィードバック、ポスティング、メッセージ及び／又はチャットを含むがこれらに限定されない）
応答時間	およそ10日

2. シンガポールにおけるネット上の模倣品に係る調査

2(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介



2.シンガポールにおけるネット上の模倣品に係る調査

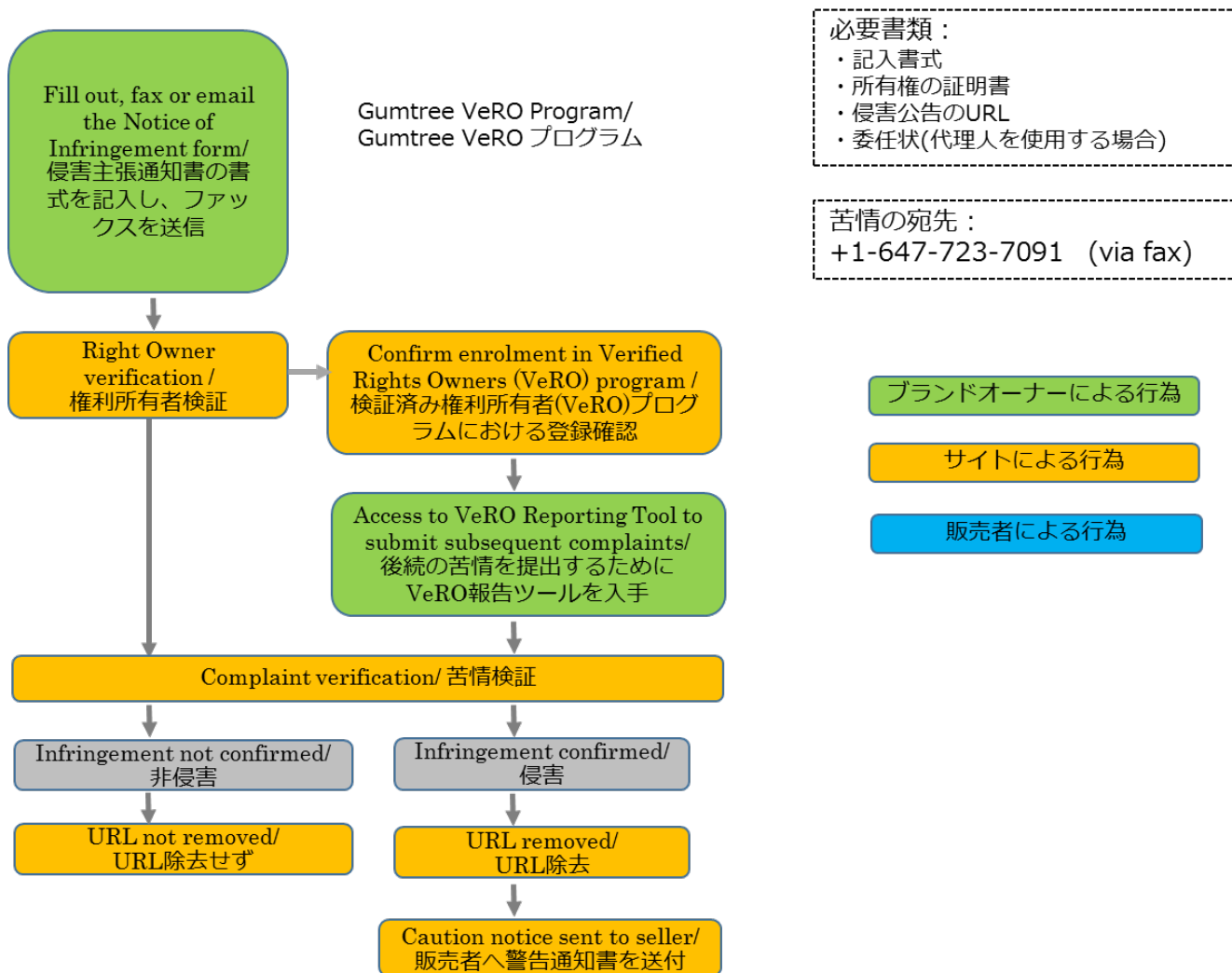
2(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	eBay Singapore
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	サイトのポリシーによれば、e B a yは、一定の著作権、商標権、又はその他の知的財産権に違反しているかもしれない侵害する可能性がある品目を許可しない。
追加措置	権利所有者が販売者に対するV e R O主張を申し立てるとき、権利所有者は、販売者の登録ユーザー I D、名称、住所、電話番号、電子メール、及び会社名を要求する選択権を持つことがある。
罰則	e B a y 及び／又はその他の者の著作権又はその他の知的財産権を繰り返し侵害するユーザーの口座の適切な環境における終了
応答時間	N O C I を受信した後、2 4 時間以内

2. シンガポールにおけるネット上の模倣品に係る調査

2(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

SG-GUMTREE. SG



2.シンガポールにおけるネット上の模倣品に係る調査

2(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Gumtree.sg
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	Gumtreeポリシーは、権利主体の法定代理人が正しいやり方でGumtreeへの何らかの侵害の疑いの申し入れを報告する場合、知的財産権を侵害する製品は、Gumtreeによって除去されるであろう。
追加措置	サイト上に規定なし
罰則	除去
応答時間	サイト上に規定なし

2.シンガポールにおけるネット上の模倣品に係る調査

2(5); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介



シンガポール国民であるミス・リー氏は、インターネットショッピングサイトにおける模倣品の被害者である。彼女は、2015年10月、Carousellというインターネットショッピングサイトで模倣品業者に騙され、彼女はSGD2,800のイブサンローランのカバン、SGD 300のブランド・サングラスと、SGD 5000である中古の模倣品のシャネルのバッグ及びSGD 450である中古の模倣品のブルガリのリングと、の交換に同意した。ミス・リー氏は、当該交換の不足分として、口座にSGD 1700を振り込むことにも同意した。

交換する当日、約束の場所に来た男はミス・リー氏に模倣品であるシャネルのバッグをチェックさせず、ミス・リー氏のイブサンローランのカバン及びブランド・サングラスを取り上げ一目散に逃げた。ミス・リー氏は、受け取ったシャネルのバッグが模倣品であるとわかるや否や、当該事実を警察に通報した。

その後、ミス・リー氏は、自分のイブサンローランのカバンがCarousellというインターネットショッピングサイトで再度販売されていたことを確認し、再度、警察に通報した。その後、Carousellにおける模倣品業者のサイトは、一時期、不通となった。

3.マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(1); インターネット上の模倣品の実態

【インターネットショッピング市場規模】

- ・マレーシアにおけるデジタルユーザー数は、1996年の170万人から1600万人に増加した。
- ・2015年には、インターネットショッピングがマレーシアのGDPに占める割合は5.9%、額にして1兆7,000億円と推定されている。これは今後急速に拡大すると予想され、2020年までにGDPに占める割合は15%、額にして2.9兆円と推定されている。

【インターネットショッピングにおける製品の種類】

- ・シンガポール・ポスト・リミテッドが実施した2014年の調査によると、インターネットショッピングにおける人気商品は、電化製品（61%）、ファッション&アクセサリー（50%）、飲食品（49%）、健康&美容（44%）、家庭ファッション&アクセサリー（27%）、書籍&雑誌（25%）、趣味&芸術（20%）、おもちゃ&ゲーム（17%）、エレクトロニクス（10%）である。

【インターネットショッピングの顧客層】

- ・インターネットショッピングサイトのユーザーは、ほとんどが若く、ソーシャルメディアに対して非常に活発であり、毎日のように利用する。

3. マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

【模倣品の種類】

・マレーシアにおける模倣品被害は、幅広い産業で起きている。その中には、低品質および低価格である偽造時計、バッグ、靴など比較的容易に見つけることができる模倣品も含まれている。一方で、消費者にあまり害をあたえにくい、電池、缶詰食品、ソース、エンジンオイル、歯磨き粉、香水、自動車スペアパーツ、洗剤などの模倣品も散見される。これらの模倣品は値段も当然安く、模倣品としての需要がユーザーにあり、模倣品として見つけることが困難なものもある。

【模倣品の流通割合】

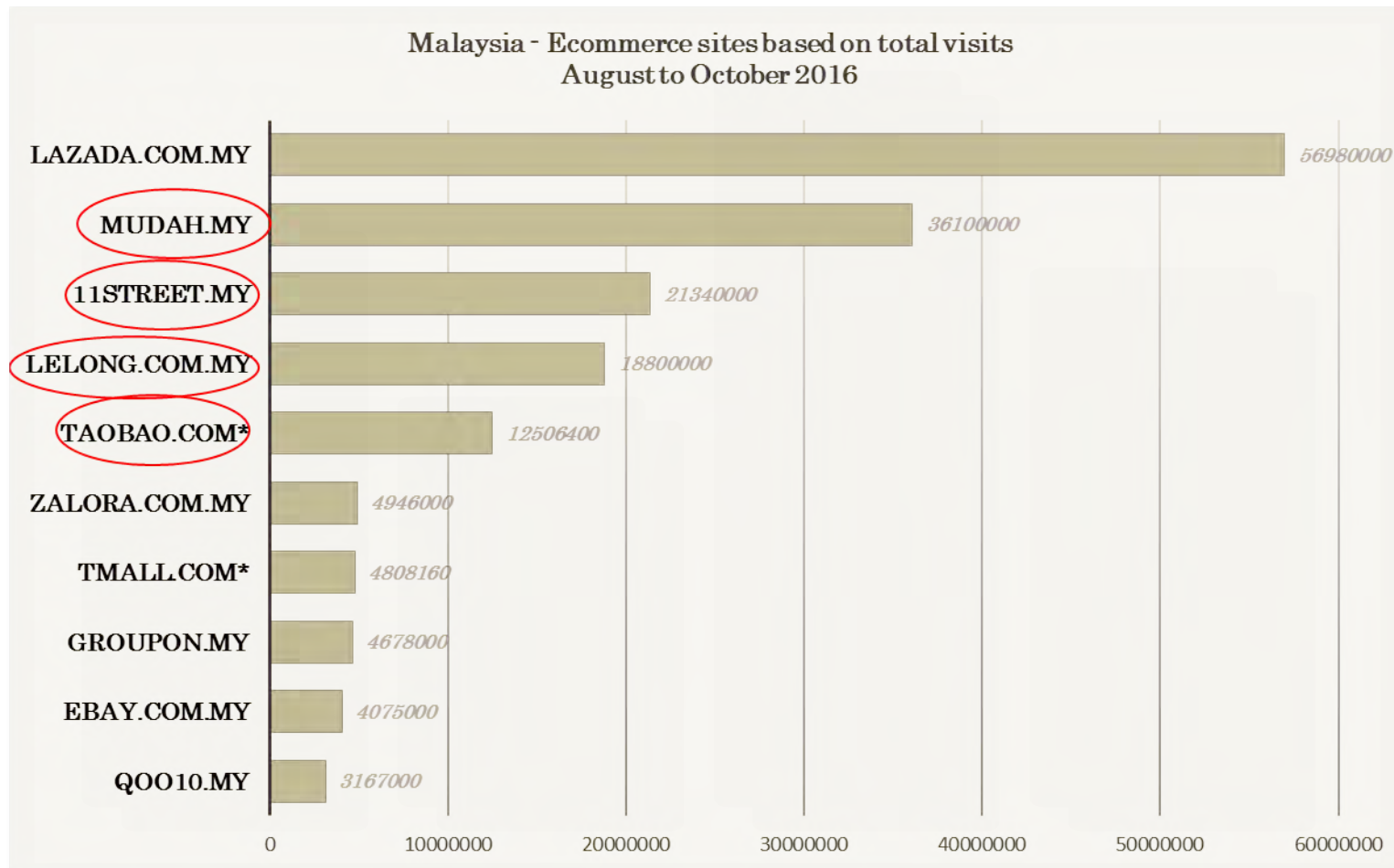
・2016年初頭には、オンラインニュースサイトRetail Asiaが、マレーシアコンピュータ緊急対応チーム(MyCERT)からのレポートとして、“マレーシア国内のオンライン詐欺の件数が増えている”ことを報告している。特に医薬品分野では、マレーシア医薬品の5%が模倣品であると推定されている。

・地元のスター新聞に掲載された2016年6月のニュース記事では、模倣品の主な原因となっているインターネットショッピング薬局を特定した。処方箋なしで処方できる薬の90%を当該インターネットショッピングサイトで供給していると報告している。

3.マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(2); 主要ショッピングサイトの選定

・2016年、取扱数が多いインターネットショッピングサイトは、以下の通りである



・上位10社のうち、ランキング上位であり、商業的に成功しているインターネットショッピングサイトを4つ紹介する。ただし、他国で紹介したインターネットショッピングサイトは除く。

3.マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

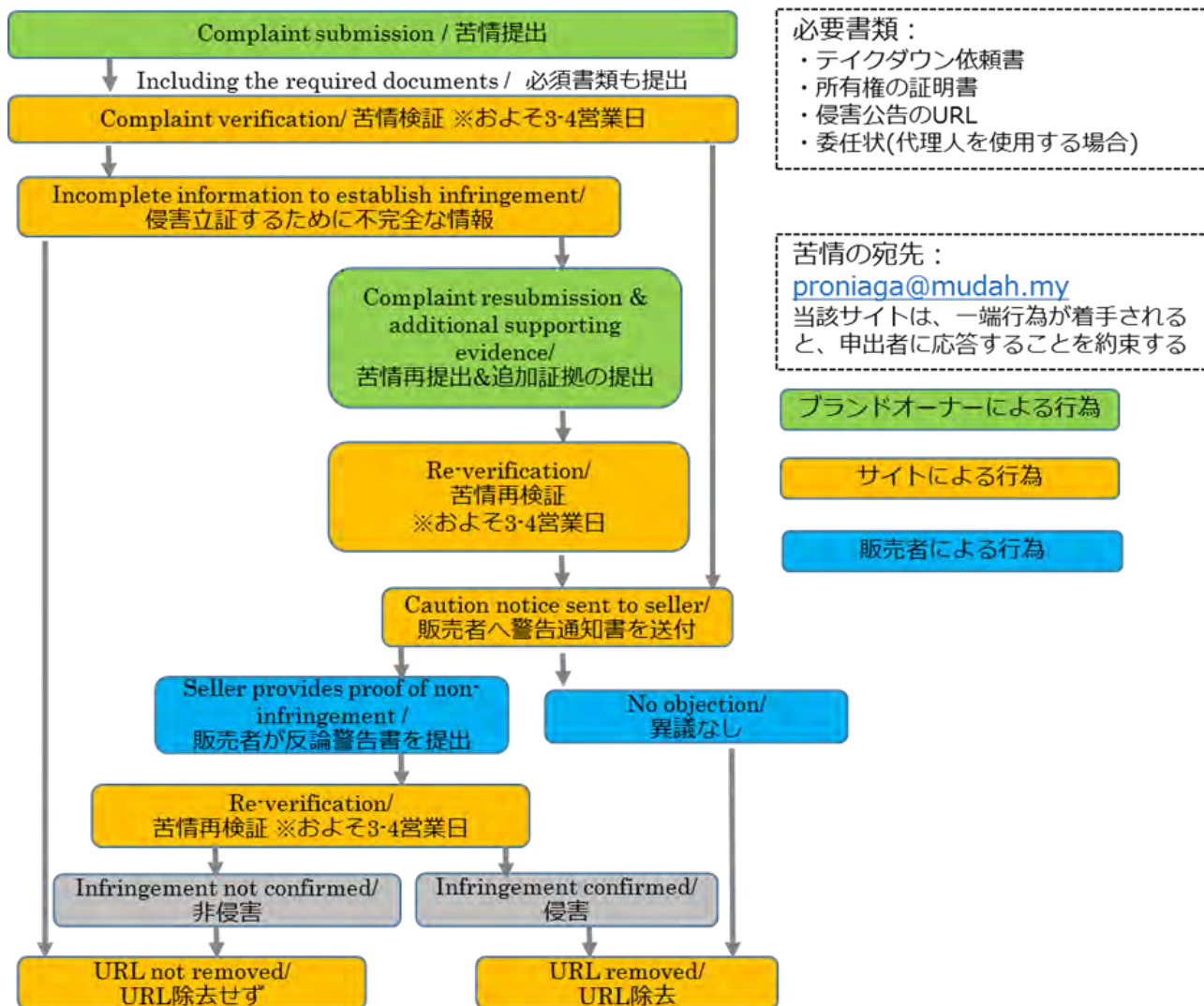
3(3); 各ショッピングサイトの模倣品対策プログラムの紹介

	Mudah	11Street MY	Lelong	Taobao in MY
1 利用規約中に知的財産権条項があるか?	はい	いいえ	はい	はい
2 知的財産権についての苦情に応答できるか?	はい	はい	はい	はい
3 自動テイクダウンシステムを持っているか?	いいえ	いいえ	一部分	はい
4 大量の苦情に対する要件が少ない?	はい	はい	はい	はい
5 繰り返し信頼されるブランドオーナーに対する要件が少ない?	はい	場合による	はい	はい
6 侵害者の連絡先詳細を公開するか?	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
7 販売者により繰り返される侵害を監視するか?	いいえ	いいえ	いいえ	はい
8 サイト上のその他の同様の侵害を監視するか?	マイクロソフト専用	マイクロソフト専用	マイクロソフト専用	はい
9 アップロードを防ぐために特定のキーワードにフィルタをかけることに同意するか?	手動で はい マイクロソフト専用	手動で はい マイクロソフト専用	手動で はい マイクロソフト専用	はい
10. 繰り返される侵害に対してより強い罰則を持っているか?	はい	はい	はい	はい

3.マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

MY-MUDAH.MY



3.マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

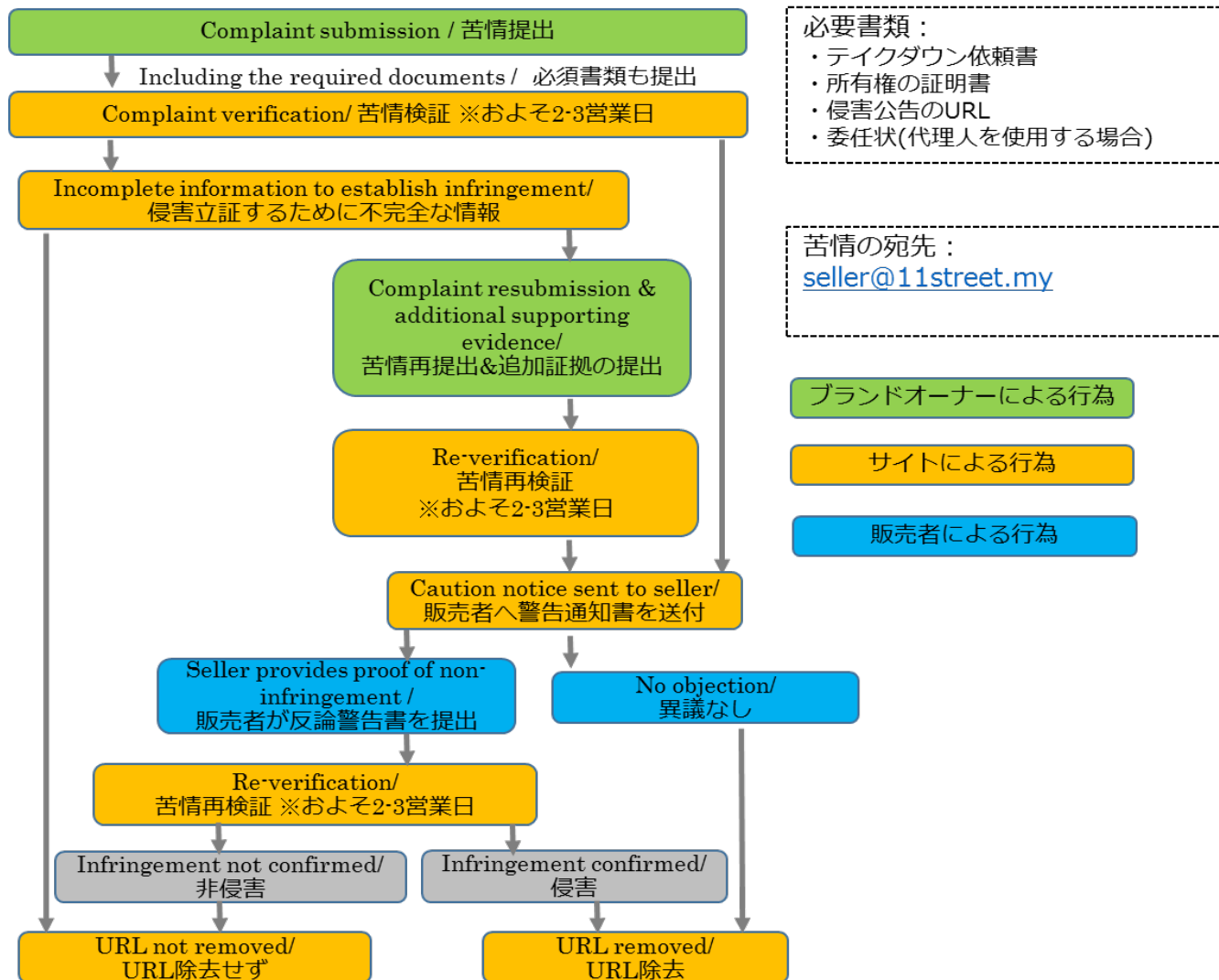
3(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Mudah.my
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	<p>何らかの第三者の知的財産権、又は、何らかの第三者の肖像権若しくはプライバシー権を侵害すること。</p> <p>模倣品若しくは盗難品の販売、又はその他の不正行為に関与すること。</p>
追加措置	<p>2016年11月に、Lelong.myは、Lazada、11Street、Mudah.my、及びLogOnと共に、偽造マイクロソフトソフトウェアの販売を廃絶するために国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）の大臣との誓約に署名した。</p>
罰則	<p>広告リストを完全に除去する。</p> <p>あらゆる投稿から不適當な画像又は言葉を除去する。</p> <p>ユーザー口座を停止、除去又は禁止する。</p>
応答時間	検証のため3～4営業日

3.マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

MY-11STREET.MY



3.マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

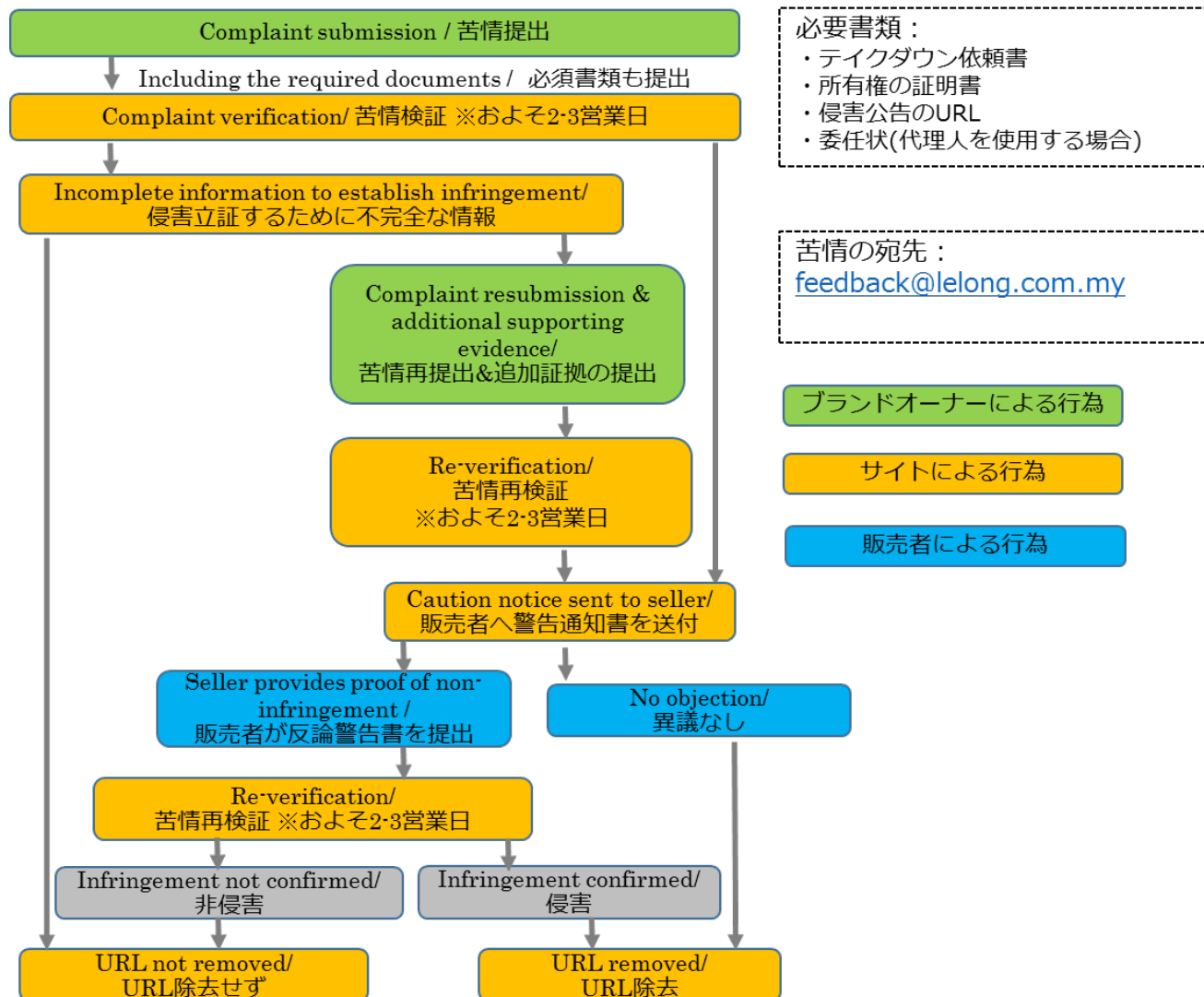
3(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	11street Malaysia
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	違法品目 誤解を与えるタイトル／キーワード／スパミング／写真
追加措置	2016年11月に、Lelong.myは、Lazada、11Street、Mudah.my、及びLogOnと共に、偽造マイクロソフトソフトウェアの販売を廃絶するために国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）の大臣との誓約に署名した。
罰則	更なる通知なしにリストの除去 会員の評価点からの減点 会員資格停止 会員資格禁止
応答時間	検証のため2～3営業日

3.マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

MY-LEONG.COM.MY



3.マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

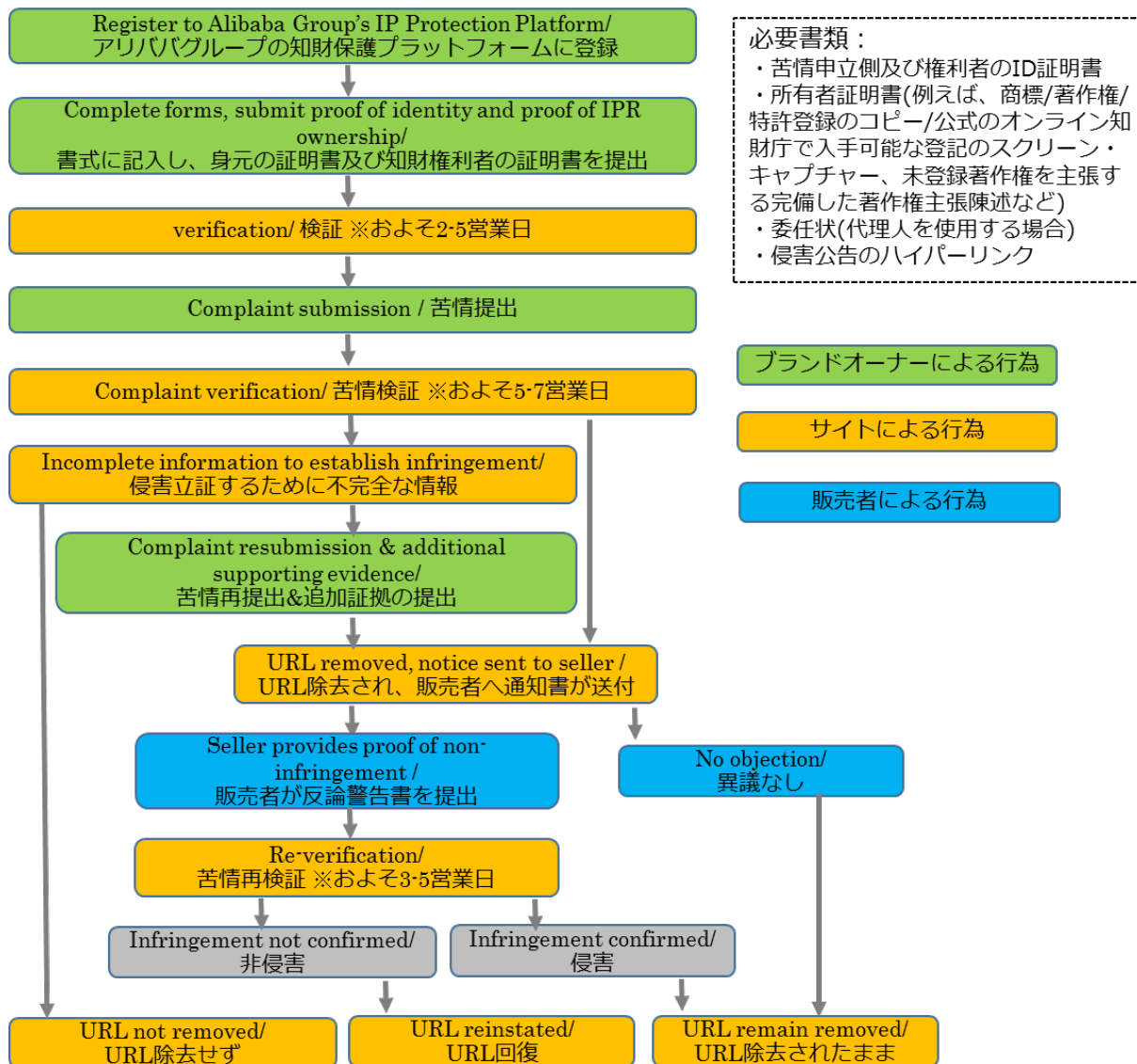
3(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Lelong
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	何らかの第三者の著作権、特許権、商標権、営業秘密又はその他の知的財産権又は肖像権若しくはプライバシー権を侵害する。
追加措置	偽造であることが明白である以下のマーク：Swarovski Crystal, Nokia, Sony, Fuji Xerox, Amway, Garmin, Timberland, Manchester United, Microsoft, Kenwoodの広告のアップロードを直ちに除去するであろう。これらのブランドに対して、上記チャートは適用されない。最初に販売者に事前の通知が送付されることはないであろう。販売者が自分の国民IDカードと、IDカード名称及び付随する住所に対応する公共料金ヘッダとを提供することを要求する。
罰則	会員資格の一時的又は無期限停止
応答時間	検証のため2～4営業日

3. マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

MY-TAOBAO.COM



必要書類：
 ・ 苦情申立側及び権利者のID証明書
 ・ 所有者証明書(例えば、商標/著作権/特許登録のコピー/公式のオンライン知財庁で入手可能な登記のスクリーン・キャプチャー、未登録著作権を主張する完備した著作権主張陳述など)
 ・ 委任状(代理人を使用する場合)
 ・ 侵害公告のハイパーリンク

ブランドオーナーによる行為
 サイトによる行為
 販売者による行為

3.マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Taobao Malaysia
要件	上記の必要書類
追加措置	<p>実際にはブランドオーナーによって製造されているかどうか疑わしい「ブランド物の」製品を提供するリストを定期的にふるいにかける。これらのリストを積極的に除去し、状況次第で、店舗を閉鎖するであろう。顧客を釣るために模倣品販売者によって使用された注意喚起キーワード（例えば、「レプリカ」及び「イミテーション」など）を含むリストの公開を阻止する。</p> <p>関係のない製品を広告するためにヘッドラインに人気のあるブランド名を使用する虚偽的リストを排除するためにビッグデータ技術を使用する。</p> <p>商品写真がブランド名又は不適切なテキストなどの一定のキーワードを含んでいるかどうかを検出するために光学文字認識（OCR）技術を使用する。</p> <p>テストバイ購入、オンライン知的財産権ウェビナー、マルチブランドに的を絞った協力、知的財産権振興のためのサイト上の専用ウェブページを提供する知的財産権保護協力プログラムに参加するようにブランドオーナーを勧誘する。</p>

3.マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

🔄 ipp.alibabagroup.com/cooperation.htm

IPR Protection Cooperation

Benefit of cooperation

We respect intellectual property right and its owner and aim to establish right-owner-oriented cooperation with stakeholder for enhanced joint intellectual property protection.

The diagram illustrates the 'Intellectual Property Protection Platform' as a central hub. At the top is the 'Rights Holder'. Below it is the 'Intellectual Property Protection Platform'. At the bottom are five entities: 'Law Enforcement', 'Consumer', 'The Alibaba Group', 'Suspected Infringing Seller', and 'Rights Holder'. Arrows connect the platform to each of these entities, labeled with numbers 1 through 5. To the right of the diagram is a legend for these numbers:

- ① Offline Anti-counterfeiting Operation
- ② Intellectual Property Education and Promotion;
- ③ Complaint and Cooperation
- ④ Takedown and Disciplinary Action
- ⑤ Resource Sharing

Mode of cooperation

Simply take the following steps:

Account registration

➤

Intellectual property right submission

➤

Cooperation agreement

➤

Cooperation begins

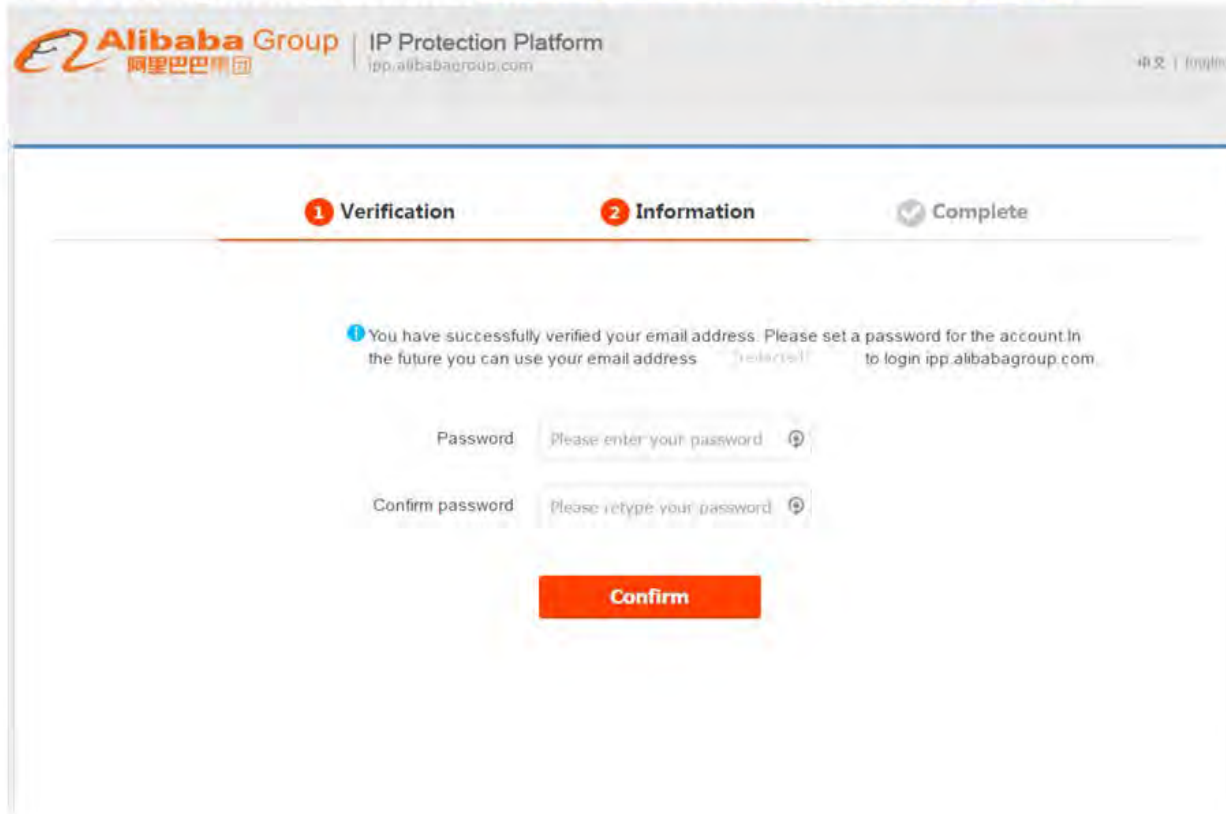
3. マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

MY – TAobao.COM

Alibaba Group IP Protection Platform

1. IP Holder / Agent Registration at <http://ipp.alibabagroup.com/register.htm>



Alibaba Group | IP Protection Platform
 阿里巴巴集团 | ipp.alibabagroup.com

1 Verification 2 Information Complete

① You have successfully verified your email address. Please set a password for the account. In the future you can use your email address to login ipp.alibabagroup.com.

Password

Confirm password

Confirm

3. マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

2. Submitting General Information (Detail and proof of IP Holder / Agent's Identity) for verification

The image displays two screenshots of the 'My IPR' web portal interface, illustrating the steps for submitting general information for verification.

Left Screenshot: Identity Information

- Registration:** Registration Email (input field)
- Contact:** Region (dropdown menu, selected: Others)
- My IPR:**
 - Category of User Identity: Individual Outside Mainland China (selected), Enterprise Outside Mainland China
 - Category of Registrant: (dropdown menu)
- Complaint Submission:**
 - Complainant Name: (input field)
 - Detailed address: (input field)
- IPR Service:**
 - Type of Identity Proof: Identity Proof of Applicant (selected), Other
 - Identity Proof of Applicant: Upload File (button)

Right Screenshot: Contact

- Registration:** contact information disclosed to the party complained. The Alibaba platform will disclose your commission balance to the party complained against.
- Contact:**
 - Name of contact person: (input field)
 - Mobile: (input field)
 - Phone: (input field)
 - Email Address: (input field)
 - Trade Manager: (input field)

Both screenshots include a footer with contact information and copyright notice: © 2014 Alibaba Group. All rights reserved.

3. マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

3. Submitting IPR Information (detail and proof) for verification

My IPR
Home [redacted] My IPR Logout 中文 | English Home page

General Information

Registration

Contact

My IPR

IPR submission

IPR management

Complaint Submission

Submit a complaint

Manage complaints

IPR Service

Application

Application management

Submit IPR Information

Registration Place Of IPR: Mainland China

IPR Type: Trademark / Copyright / System Patent / Design Patent / Utility Model Patent / Other

IPR Name/Description:

IPR Registration Number:

IPR Owner:

IPR Validity Period:

Verify The Applicable Class Of Goods/Service: Please select

The Brand That Owns The IPR:

Jurisdiction(s) (Country) Where The Trademark Is Protected: Please select

Trademark Registration Certificate Upload Files

- Please upload a digital print or copy of the complete trademark registration certificate (does not include category pages involved)
- The attachment will be discussed to the respondent or otherwise may be discussed by Alibaba in accordance with the IPR User Agreement
- Attachments of the following formats can be uploaded: GIF, JPG, JPEG, PNG, BMP and PDF. Each file must not exceed 5M and multiple files can be compressed for uploading.

Certificate Of Transfer Upload Files

- If the trademark has been transferred, please provide a digital print or scan copy of the transfer certificate
- The attachments will be discussed to the respondent or otherwise may be discussed by Alibaba in accordance with the IPR User Agreement
- Attachments of the following formats can be uploaded: GIF, JPG, JPEG, PNG, BMP and PDF. Each file must not exceed 5M and multiple files can be compressed for uploading.

Renewal Certificate Upload Files

- If the trademark has been renewed, please provide a digital print or scan copy of the renewal certificate
- The attachments will be discussed to the respondent or otherwise may be discussed by Alibaba in accordance with the IPR User Agreement
- Attachments of the following formats can be uploaded: GIF, JPG, JPEG, PNG, BMP and PDF. Each file must not exceed 5M and multiple files can be compressed for uploading.

Modification Certificate Upload Files
















- If there has been any change to the trademark, please provide a digital print or scan copy of the change
- The attachment will be discussed to the respondent or otherwise may be discussed by Alibaba in accordance with the IPR User Agreement
- Attachments of the following formats can be uploaded: GIF, JPG, JPEG, PNG, BMP and PDF. Each file must not exceed 5M and multiple files can be compressed for uploading.

Confirm

3. マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

- Once verified, member of Alibaba Group IPP Platform can submit a complaint. The process can also be tracked using the system.

<p>General Information</p> <p>Registration</p> <p>Contact</p> <p>My IPR</p> <p>IPR submission</p> <p>IPR management</p> <p>Complaint Submission</p> <p>Submit a complaint</p> <p>Manage complaints</p> <p>IPR Service</p> <p>Application</p> <p>Application management</p>	<p>Note</p> <p>Since your identity and intellectual property right documents have already been submitted via the Intellectual Property Protection Platform, you may submit intellectual property right infringement complaint via the corresponding Complaint Handling System after you are linked up to that Complaint Handling System.</p> <p>Not all of our platforms are subject to the same jurisdiction and our intellectual property protection policies vary from platform-to-platform. Please carefully read and understand our intellectual property protection policies on our platforms and submit complaint via the corresponding Complaint Handling System.</p> <p>Complaint handling functions for Alibaba.com.cn, Alibaba.com, 1688.com will go live on October 20, 2016. learn more</p> <p>Select complaint website</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">  </td> <td style="text-align: center;">  </td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  </td> <td style="text-align: center;">  </td> <td></td> </tr> </table>						
							
							

3. マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(5); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

① www.freemalaysiatoday.com/category/nation/2016/04/04/officers-nab-man-selling-fake-branded-items-online/

Officers nab man selling fake branded items online

FMT Reporters | April 4, 2016

Man in his 20s told agents willing to sell his goods that a deposit of RM15,000 had to be made first.



IPOH: The long arm of the law finally crippled an online business selling "branded" goods, here.

MDTCCは、2016年4月、被害総額730万円、792品の模倣品（バック、ベルト、シャツなど）を押収した。押収された模倣品は、マレーシア及びシンガポールのインターネットショッピングサイトで販売される予定であった。MDTCCによると、押収された模倣品には証明書が添付されていたものもあったが、クオリティはとて低いと報告している。押収された模倣品の多くは、Facebook経由で香港から輸入されていた。MDTCCの捜査により、これら模倣品を販売予定のインターネットショッピングサイトには、正規品の写真が使用されていた。従って、MDTCCは、インターネットショッピングサイトを利用する際には、十分気を付けるようにマレーシア国民に注意勧告している。本件は、まだ捜査中である。

3. マレーシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

3(5); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介



MDTCC は、2017年1月、クアラルンプール郊外の施設から140台のiPhone模倣品と86台のiPads模倣品を押収した。押収された模倣品は米国と英国の海外のインターネットショッピングサイトで販売される予定であった。本件は、まだ捜査中である。

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

4(1); インターネット上の模倣品の実態

【インターネットショッピング市場規模】

- ・フィリピンは東南アジアでインターネットユーザーが3番目に多い国であり、2,800万人のインターネットショッピングユーザーがいる。過去5年間で、インターネットショッピング利用者の成長率が530%であり、世界中で最もインターネット人口が急速に成長する国である。
- ・フィリピンはまた、東南アジアで最大の英語インターネットショッピング市場とみなされているため外国のサイトが市場に参入しやすい。

【インターネットショッピングにおける製品の種類】

フィリピンにおけるは、インターネットショッピングサイトにおける人気製品の内訳は、以下の通りである。

- 電化製品 (USD 502.7 million)
- その他 (USD 205.3 million)
- 衣類及び靴 (USD 140.1 million)
- 家具 (USD 96.5 million)
- 食品、化粧品、医薬品 (USD 56.5 million)

【インターネットショッピングの顧客層】

- ・最大ユーザーは25～34歳のフィリピン人で、女性ユーザーの数は男性ユーザーよりも多い。

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

【模倣品の種類】

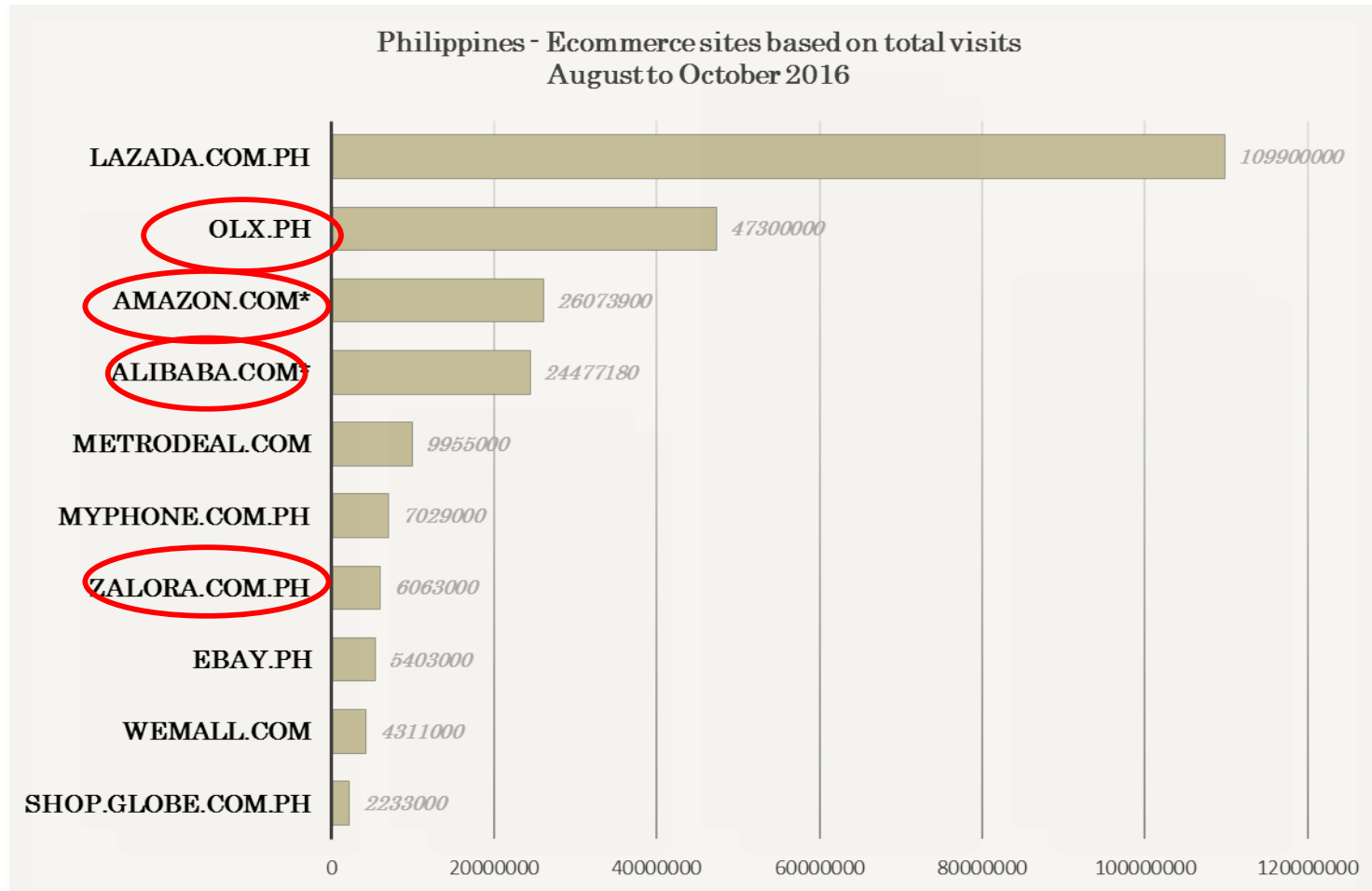
【模倣品の流通割合】

・2014年のフィリピン知的財産庁レポートによると、過去数年間で模倣品の大部分（40%）がルイヴィトンやグッチなどのブランド商品、次が携帯電話のようなエレクトロニクス、その次が音楽や映画のCDやDVDであったと報告している。それに続くのが、医薬品、スペアパーツである。ちなみに、2013年のフィリピン知的財産庁レポートによると、フィリピンで製造されている模倣品は、全体の30%のみであり、70%は他国からフィリピンに密輸されたものである。特に密輸された模倣品の80%は中国産である。フィリピン政府は2005年に知的財産権委員会を新設して以来、フィリピン全土で押収した模倣品の見積もり額は、すでに352億ペソに達している。

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

4(2); 主要ショッピングサイトの選定

・2016年、取扱数が多いインターネットショッピングサイトは、以下の通りである



・上位10社のうち、ランキング上位であり、商業的に成功しているインターネットショッピングサイトを4つ紹介する。ただし、他国で紹介したインターネットショッピングサイトは除く。

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

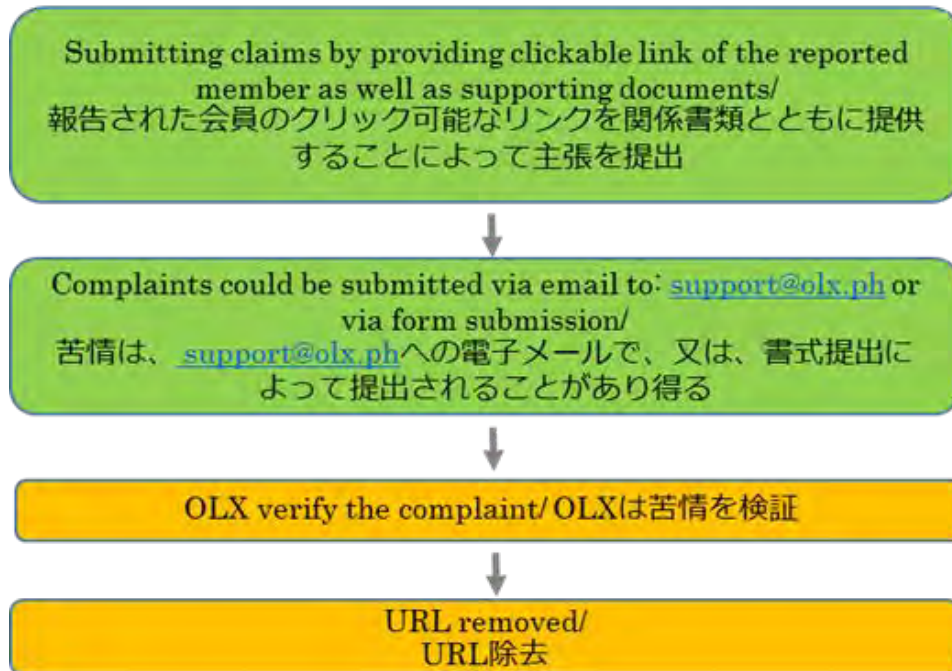
4(3); 各ショッピングサイトの模倣品対策プログラムの紹介

	OLX.ph	Amazon.com	Alibaba.com	Zalora.com.ph
1 利用規約中に知的財産権条項があるか？	はい	はい	はい	はい
2 知的財産権についての苦情に応答できるか？	はい	はい	はい	はい
3 自動テイクダウンシステムを持っているか？	いいえ	はい	はい	いいえ
4 大量の苦情に対する要件が少ない？	はい	はい	はい	はい
5 繰り返し信頼されるブランドオーナーに対する要件が少ない？	はい	はい	はい	はい
6 侵害者の連絡先詳細を公開するか？	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
7 販売者により繰り返される侵害を監視するか？	いいえ	はい	はい	いいえ
8 サイト上のその他の同様の侵害を監視するか？	いいえ	はい	はい	いいえ
9 アップロードを防ぐために特定のキーワードにフィルタをかけることに同意するか？	いいえ	はい	はい	いいえ
10. 繰り返される侵害に対してより強い罰則を持っているか？	はい	はい	はい	はい

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

4(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

PH-OLX.PH



必要書類：

- ・所有権の証明書
- ・知財権を代表する権利の証明書（委任状、取締役会のリスト、ライセンス関連書類）
- ・侵害の証明書（除去の理由/含む根拠）
- ・侵害公告のURL

苦情の宛先：

support@olx.ph (via email)

or

http://olxph.zendesk.com/hc/en-us/requests/new?ticket_formid=195488 (via online)

ブランドオーナーによる行為

サイトによる行為

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

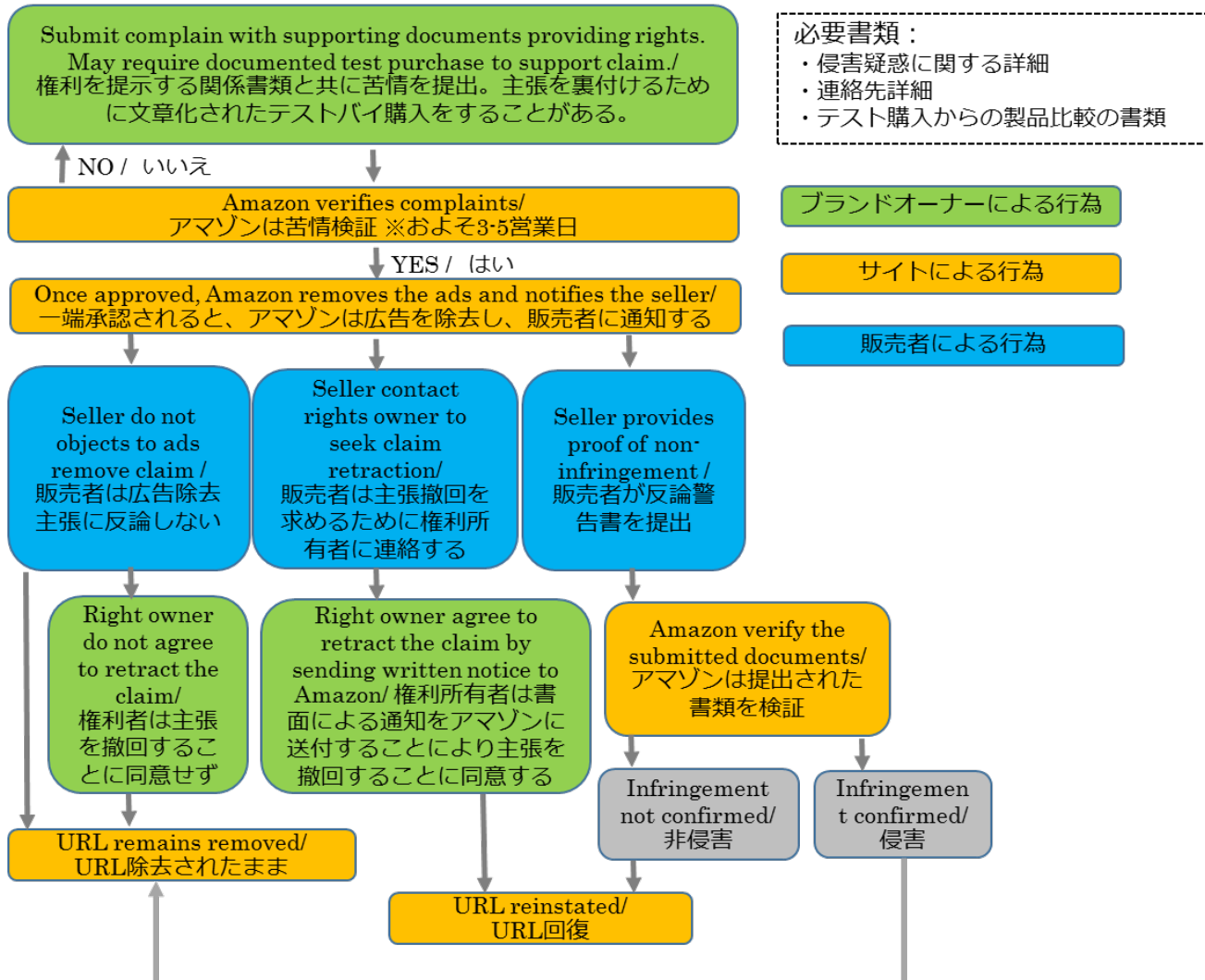
4(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	OLX Philippines
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	O L X P H上の禁止コンテンツは以下を含む： 第三者の知的財産権を侵害する素材 メディア製品及びその他の特許権／著作権のある品目の不正再生と配信 原品目のレプリカ、イミテーション、海賊版又は複製品 違法製造されたメディア製品（例えば、D V D、C D、映画、m p 3、電子ブック、電子雑誌など）
追加措置	サイト上に規定なし
罰則	事前通知なしの口座停止又はコンテンツ削除
応答時間	サイト上に規定なし

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

4(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

PH-AMAZON.COM



4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

4(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Amazon in the Philippines
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	<p>Amazonは、Amazon.comで販売された品目は、サイトのコンテンツポリシー及びガイドラインに従うべきであり、除去又は変更の対象でなければならないことを宣言した。</p> <p>Amazon.comで販売された品目は、全ての準拠法を忠実に守らなければならない。個人のプライバシーを侵害する、又は、侵害する虞がある品目は、禁じられる。書籍、音楽、映像、ソフトウェア、画像などのコピー、ダビング、複製又は譲渡は、禁じられる。プロモーション用途だけのため製造及び配布された映画、CD、ソフトウェア、書籍（新刊書見本及び訂正されていない校正刷りを含む）など。映画（VHS、DVDなど）の無断コピーは、Amazon.comを通じて販売されないことがある。ペイ・パー・ビュー方式イベントを含むテレビ番組の無断コピーは、禁じられる。どのような形式でも再コピーされた音楽は、禁じられる。無断レプリカ、又は、海賊版の偽造品及び模倣品の販売は、認められていない。有名人の画像及び／又は有名人の名前は、有名人又は彼らの管理者の許可なく商業目的のため使用できない。</p>

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

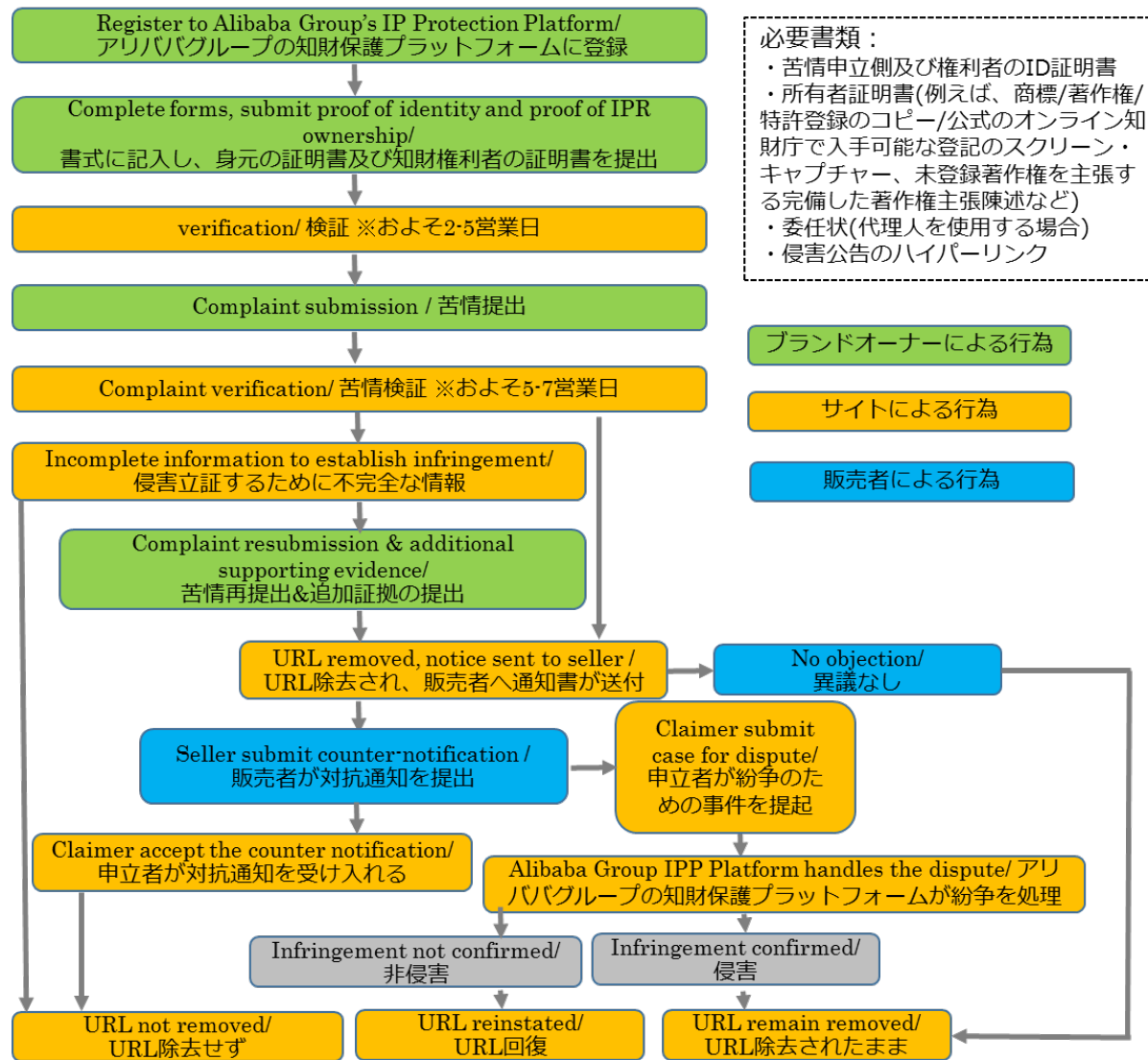
4(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Amazon in the Philippines
罰則	リストの除去 販売者が繰り返し苦情を受けた場合、口座停止又は終了 返済なくAmazonフルフィルメントセンターにおける在庫の破壊
応答時間	およそ3～5日

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

4(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

PH-ALIBABA.COM



4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

4(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Alibaba in the Philippines
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	<p>一般的な侵害は、限定されることなく、以下を含む：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 商標権、著作権、又は製品説明、店舗名若しくはハイパーリンクにおける著作権の不正利用、又は、 b) 製品の提供若しくは販売についての商標権、著作権、又は特許権の不正利用、又は、 c) 他者を惑わせる、若しくは、欺く製品説明若しくはその他の情報 <p>重大な侵害は、限定されることなく、以下を含む：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 著作権所有者の許可なしに印刷物、視聴覚記録物若しくはソフトウェアの提供若しくは販売、又は、 b) 商標権所有者若しくはライセンサーによって認められていない製品の提供若しくは販売。

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

4(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Alibaba in the Philippines
追加措置	<p>-実際にはブランドオーナーによって製造されているかどうか疑わしい「ブランド物の」製品を提供するリストを定期的なふるいにかける。これらのリストを積極的に除去し、状況次第で、店舗を閉鎖するであろう。顧客を釣るために模倣品販売者によって使用された注意喚起キーワード（例えば、「レプリカ」及び「イミテーション」など）を含むリストの公開を阻止する。関係のない製品を広告するためにヘッドラインに人気のあるブランド名を使用する虚偽的リストを排除するためにビッグデータ技術を使用する。商品写真がブランド名又は不適切なテキストなどの一定のキーワードを含んでいるかどうかを検出するために光学文字認識（OCR）技術を使用する。事前に識別された不法写真の特性を使用して、類似した特性を有するその他の写真を積極的に検出及び除去する。写真に現れるテキストが不釣り合いに大きい場合（模倣者によって使用されるトリック）、システムは、追加調査のためこれらの品目について自動的に警告を出す。テストバイ購入、オンライン知的財産権ウェビナー、マルチブランドに的を絞った協力、知的財産権振興のためのサイト上の専用ウェブページを提供する知的財産権保護協力プログラムに参加するようにブランドオーナーを勧誘する。</p>

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

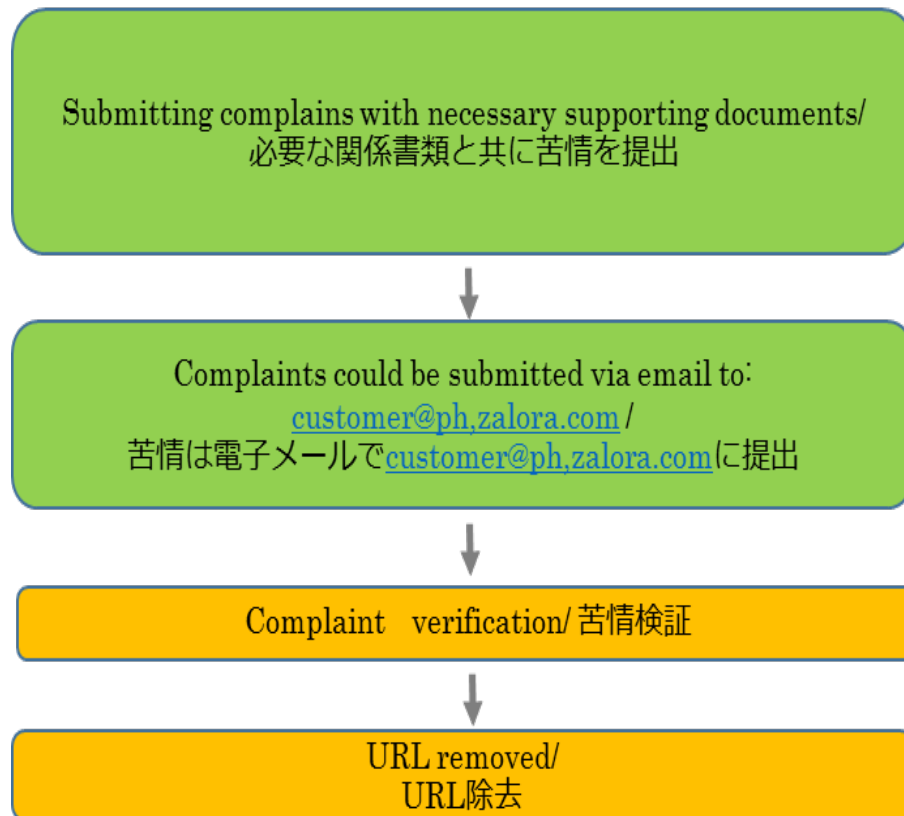
4(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Alibaba in the Philippines
罰則	リストの除去 行為の重大性に依存する罰則点 警告状の発行 自分の口座へのアクセスの制限、及び、最終的に、 自分の会員資格の終了、並びに、その結果、侵害疑惑のある素材 を投稿することを阻止されるであろう。
応答時間	誠実なユーザー：苦情は1～3営業日以内に処理される。 通常のユーザー：苦情は5～7営業日以内に処理される。

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

4(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

PH-ZALORA.COM.PH



必要書類：

- ・所有権の証明書
- ・知財権の代理人を務める権利の証明書
- ・侵害の証明書
- ・侵害公告のURL

苦情の宛先：

support@ph.zalora.com (via email)

ブランドオーナーによる行為

サイトによる行為

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

4(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Zalora Philippines
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	Zalora PH上のサービス利用規約は、ユーザーが自分の、又は、第三者の著作権若しくは何らかの知的財産権（限定されることなく、著作権、商標権、及び放映権を含む）、又はプライバシー権若しくはその他の権利を侵害する、又は、違反するかもしれないものを何も提出しないものとする、と規定する（条項1.7）。
追加措置	確認応答のため1～2日 検証のため3～4日 （サイト上には表明されず、電話問い合わせに基づいている）
罰則	Zaloraは、罰則のうちどれが知的財産権侵害に関係しているかを明記することなく、サイトの乱用に対する罰則の範囲だけを明記している。 Zaloraは、通知なしでいつでもアクセス停止、一時的又は永久的な口座取消ができる。
応答時間	サイト上に規定なし。

4.フィリピンにおけるネット上の模倣品に係る調査

4(5); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

2015年10月、韓国ブランド“Etude House”及び“Rosa Fioure House”のフィリピン販売代理店は、Lazada.phのサイトにて模倣品が販売されたとして、Lazada.phを提訴した。更に、“Rosa Fioure House”は、lazada.com.phの執行役員が知的財産法第155,168,169条違反であるとして、刑事告発した。当該刑事告発の後、Lazada.phは、模倣品を販売するサイトをすぐに削除したとすぐに発表した。

2014年、インターネットショッピングサイトの一つであるCashCashPinoyは、販売店が当該インターネットショッピングサイトにて模倣品を販売することができるようにと、多数のユーザーからの苦情を受けた。Samsung Galaxy S5の携帯電話、Michael Kors、Guess、Nine Westのバッグが含まれていた。ユーザーからの嘆願書も含まれていた。この騒動を受けて、PayPal及びクレジットカード決済プロバイダBDOは、CashCashPinoyに対する支払を止めた。また、BDOは、クレジットカード保有者に対して、サイト上の広告から当該インターネットサイトから製品購入をやめるように注意を喚起した。この騒動には、フィリピン貿易産業省も動き、フィリピン政府高官は、他のインターネットショッピングサイトであるGroupon、Ensogo、Metrodeal、LazadaからCashCashPinoyに対する苦情を多数受けていると述べた。

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(1); インターネット上の模倣品の実態

【インターネットショッピング市場規模】

- ・タイのインターネットショッピング市場は、過去10年間で着実に成長している。2016年4月にプライスウォーターハウスクーパースコンサルティングタイが発表した統計によると、タイ人の51%は、インターネットショッピングサイトを利用している。主な理由は、ユーザーがインターネットショッピング市場に容易にアクセスできることと、価格を比較すること容易であるからである。
- ・タイの電子取引開発機構（ETDA）は、2015年にタイにおけるインターネットショッピングサイトの取引額がJPY 7,244,178millionであり、実にタイにおいて取引される総売上高の43.47%に相当することを明らかにしている。2014年から10.41%の割合で増加している。

【インターネットショッピングにおける製品の種類】

2016年、インターネットショッピングサイトでの取引額の大きいものは以下のとおりである。

- ・食品/加工食品/飲料/農漁業品：JPY 744,923million
- ・化粧品/補助食品/香水/美容機器及び付属品:JPY 532,911million

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

【模倣品の種類】

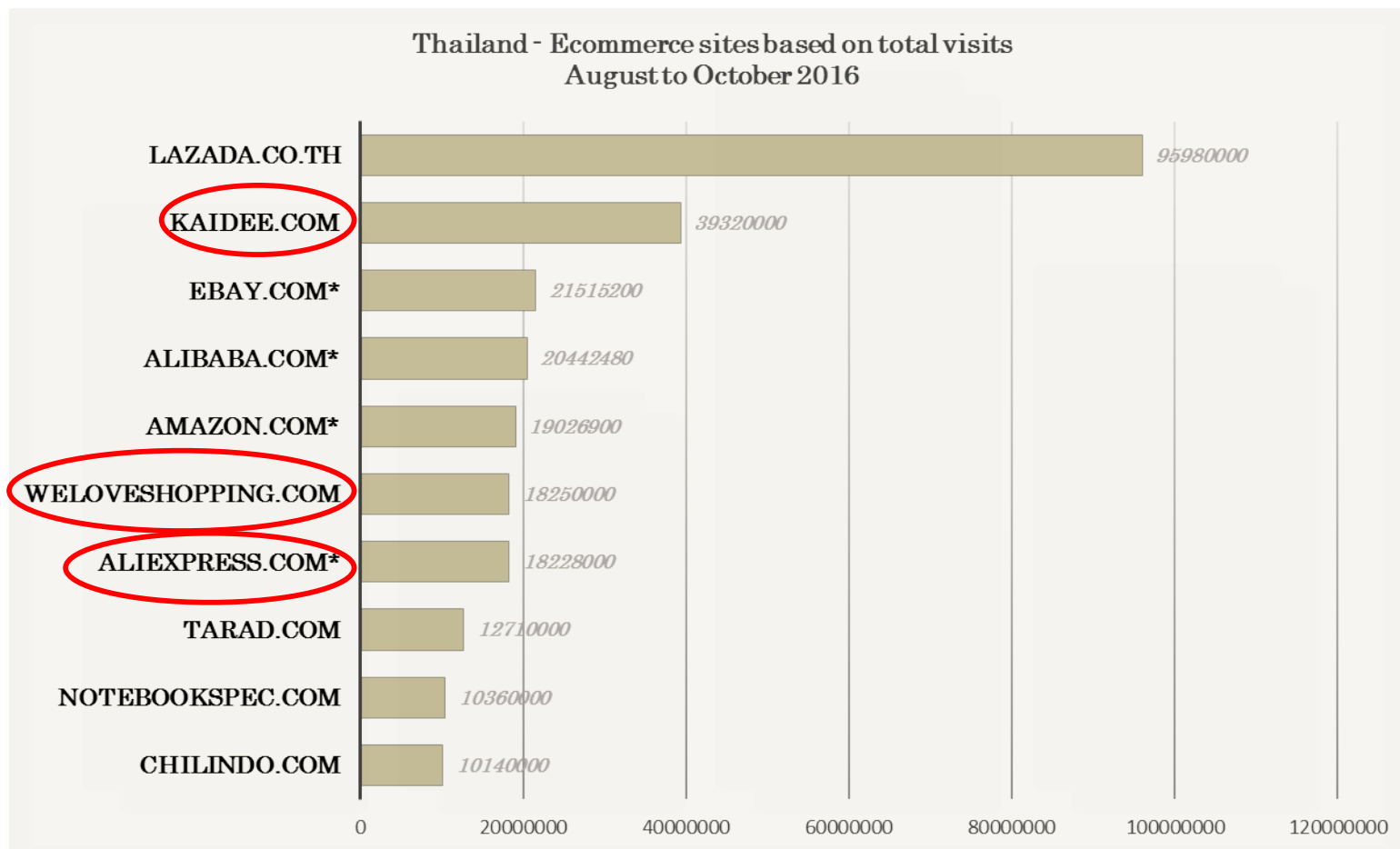
【模倣品の流通割合】

・インターネットショッピングサイトにおける模倣品摘発の具体的な例の一つとして、2011年にタイ王国法務省特別捜査局(Department of Special Investigation)が実施したレイドアクションがある。当該レイドアクションにおいて、特別捜査局は、MAC、LANCOME、BOBBI BROWNなどの化粧品、香水、腕時計、革製品の模倣品を押収した。押収した数は、約20,000点、損害賠償額は約9,700万円であった。模倣品を販売していたインターネットショッピングサイトは、www.bervershops.comであった。根拠条文は、商標法110条および108条である。当該サイトは、少なくともJPY 9,600,000以上を毎月売り上げていた。

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(2); 主要ショッピングサイトの選定

・2016年、取扱数が多いインターネットショッピングサイトは、以下の通りである



・上位10社のうち、ランキング上位であり、商業的に成功しているインターネットショッピングサイトを4つ紹介する。ただし、他国で紹介したインターネットショッピングサイトは除く。

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

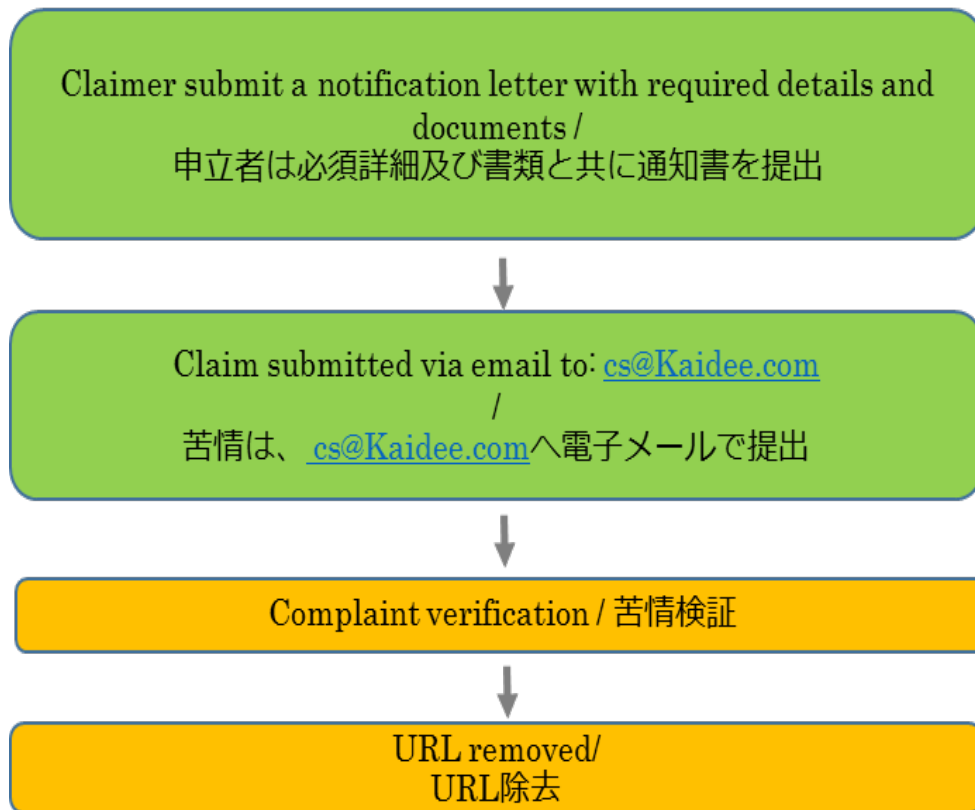
5(3); 各ショッピングサイトの模倣品対策プログラムの紹介

	Shopee.co.th	Kaidee	Weloveshopping	Aliexpress
1 利用規約中に知的財産権条項があるか?	はい	はい	はい	はい
2 知的財産権についての苦情に応答できるか?	はい	行政機関が苦情に応答するかどうかは規定されていない	行政機関が苦情に応答するかどうかは規定されていない	はい
3 自動テイクダウンシステムを持っているか?	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
4 大量の苦情に対する要件が少ない?	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
5 繰り返し信頼されるブランドオーナーに対する要件が少ない?	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
6 侵害者の連絡先詳細を公開するか?	はい	はい	該当なし	該当なし (しかし、知的財産権保有者の連絡先情報は、直接的な紛争解決のため被疑侵害者に提供されるであろう)
7 販売者により繰り返される侵害を監視するか?	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
8 サイト上のその他の同様の侵害を監視するか?	いいえ	いいえ	いいえ	はい
9 アップロードを防ぐために特定のキーワードにフィルタをかけることに同意するか?	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

TH-KAIDEE.COM



必要書類：

- ・ 通知書
- ・ 所有権の証明書
- ・ 侵害公告のURL
- ・ 委任状（代理人を使用する場合）

苦情の宛先：

cs@Kaidee.com (via email)

ブランドオーナーによる行為

サイトによる行為

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Kaidee.com
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	<p>基準は与えられないが、争点となっている投稿は、知的財産権を保護するために最初に除去されるかもしれない。しかしながら、 https://www.kaidee.com/helps/terms-and-conditions/#help-detailにあるウェブサイトの利用規約及び条件において、販売のため掲載される虞がない製品は：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ケーブルTVボックスとこれに関係する製品 ○唯一の合法的な公認配給業者が存在する製品 ○模倣品又は偽造品 ○法に違反している、又は、公序良俗に反する製品 ○投稿するユーザーに帰属しない他のウェブサイトのロゴを含む写真 又は他者によって著作権が取得された写真を含む、と規定されている。 <p>K a i d e eによって許可されていない製品／サービス（例えば、偽造品）の販売を広告する、又は、著作権侵害写真を含む投稿は、表示されないものとするとも具体的に言及されている。</p>

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Kaidee.com
追加措置	情報は提供されないが、Kaideeは、準拠法に従って、情報を政府機関に開示する権利を留保する（Kaideeのプライバシー・ポリシーの第5.2(4) https://www.kaidee.com/helps/privacy-policy ）。 情報は提供されないが、Kaideeは、ユーザーの投稿を消去、停止又は修正する、更に、口座がシステムにアクセスすることを禁止する、又は、ユーザーの口座を制限する権利を留保する（Kaideeのプライバシー・ポリシー第2.7 https://www.kaidee.com/helps/policies ）。
罰則	広告投稿を除去する
応答時間	検証のため3～4営業日

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

TH-WELOVESHOPPING.COM

Claimer submit a notification letter with necessary details and documents /
 申立者は必要な詳細及び書類と共に通知書を提出

Claim submitted via email to: support@weloveshopping.com
 Or message via weloveshopping official facebook/
 苦情は、support@weloveshopping.comへ電子メール、又はweloveshopping公式フェイスブックによるメッセージで提出

Complaint verification / 苦情検証

URL removed/
 URL除去

必要書類の提出は特段求められていないが、以下の書類を添付した方が、申立者の主張裏付けに効果的である。

必要書類：

- ・通知書
- ・所有権の証明書
- ・侵害公告のURL
- ・委任状（代理人を使用する場合）

苦情の宛先：

support@weloveshopping.com
 (via email) or
 weloveshopping公式フェイスブックによるメッセージ
 (via online)

ブランドオーナーによる行為

サイトによる行為

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Weloveshopping.com
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	<p>Weloveshoppingは、販売者が（ソフトウェア及びシリアル番号を含む）知的財産侵害製品、又は、知的財産権所有者によって流通が許可されていない製品を含む製品を販売できないことを規制する。加えて、Weloveshoppingは、販売者が他者に帰属するコンテンツ又は写真を投稿し得ないことを明記する。透かし入りの写真は、このような写真が販売者の著作権を取得した作品であるときに許可される。</p>
罰則	<p>罰則は、販売者運用ポリシーに規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> -侵害製品をテイクダウンし、販売者に通知する（電子メール／電話）。一旦修正されると、再度広告される可能性がある。 -侵害製品をテイクダウンし、販売者に通知し（電子メール／電話）、コンテンツが修正されるまで、販売者を禁止する（警告）。 -7日間に亘って、又は、コンテンツが修正されるまで販売者を禁止する（警告）。 -侵害製品をテイクダウンし、販売者に通知し（電子メール／電話）、販売者を妨害する。

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

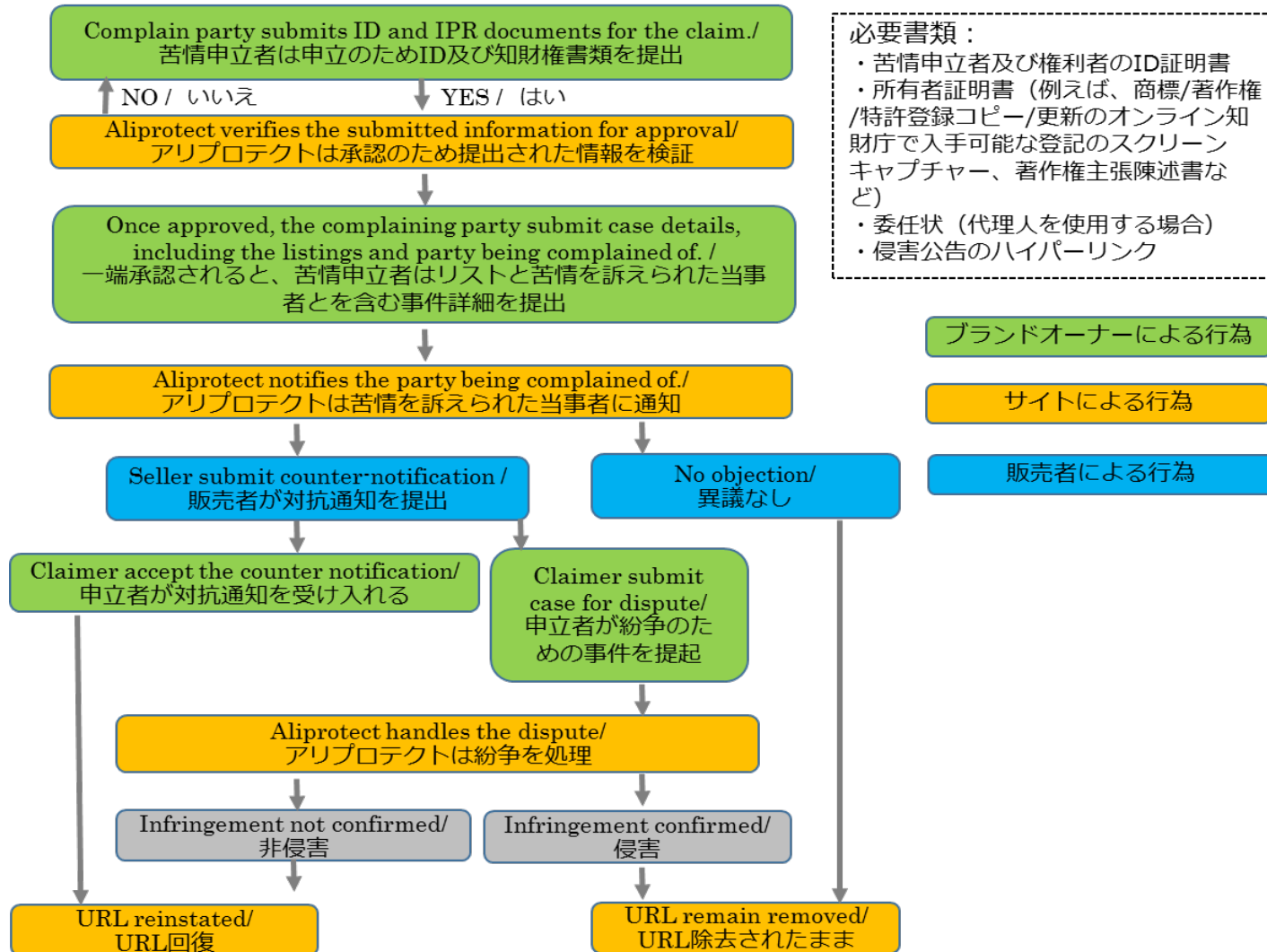
5(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Weloveshopping.com
応答時間	指定なし

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

TH-ALIEXPRESS.COM



必要書類：

- ・ 苦情申立者及び権利者のID証明書
- ・ 所有者証明書 (例えば、商標/著作権/特許登録コピー/更新のオンライン知財庁で入手可能な登記のスクリーンキャプチャー、著作権主張陳述書など)
- ・ 委任状 (代理人を使用する場合)
- ・ 侵害公告のハイパーリンク

ブランドオーナーによる行為

サイトによる行為

販売者による行為

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Aliexpress.com
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	<p>侵害コンテンツのリスト掲載廃止／除去は、以下の事件に適用されるであろう：</p> <p>画像著作権苦情</p> <p>一般的な侵害及び重大な侵害に対する知的財産権所有者による苦情</p> <p>一般的な侵害は：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.) 製品説明、店舗名、若しくはハイパーリンクにおける商標権又は著作権の不正利用、又は、 2.) 製品の提供若しくは販売時における商標権、著作権、若しくは特許権の不正利用、又は、 3.) 他者を惑わせる、若しくは、欺く製品説明又はその他の情報である。

5. タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Aliexpress.com
罰則	<p>罰則点を被るであろう。重大な侵害に関して、ポイントは、繰り返しの侵害者に対して増大されるであろう。罰則行為のレベルは、累積的に被った罰則点に一致させられるべきである。</p> <p>罰則は、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 重大警告の発行 3 日間の製品投稿の制限 7 日間の口座凍結 1 4 日間の口座凍結 3 0 日間の口座凍結 会員資格の終了 <p>である。</p> <p>繰り返しの違反に対して、罰則は、リストの除去、投稿制限、口座停止、及び会員サービス契約の終了を含む。</p>
応答時間	<p>応答時間は具体的に言及されないが、A l i P r o j e c t を介して提起された知的財産侵害主張は直ちに評価されるものであることが規定されている。A l i e x p r e s s は、その自由裁量により知的財産侵害主張の対象となる何らかのリストを回復する権利を留保することが更に言及されている。</p>

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

TH-SHOPEE.COM



苦情書式に記入：

- ・書面による通知が知財権者又はその代理人の署名又は電子署名で署名される。
- ・主張された知財権に関する説明及び権利の正当性を明らかにする書類
- ・侵害であると主張されたリストの詳細
- ・Shopeeが申立者に戻ることを可能にさせる連絡先
- ・主張が善意で提出され、知財権が無断で使用されたという宣言
- ・書面による通知に記載された情報が真実であるという宣言
- ・申立者は主張を続けるために自分が合法的な権利を有すること又は知財権によって権限が与えられていることを保証しなければならない

苦情の宛先：

support@shopee.co.th or
legal@shopeemobile.com
(via email)

ブランドオーナーによる行為

サイトによる行為

5. タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Shopee.co.th
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	<p>サービスポリシー（第6．4番）に規定された基準は：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リストがサービスポリシーに違反している。 2. 他の販売者／購入者からの主張が提出されている。 3. 知的財産侵害主張が提出されるか、リストを削除する法的命令が取得されている。 4. リストが一部のコンテンツを含んでいる。である。
罰則	<p>「禁制品及び撲滅されるべき品目に関するポリシー」の第1番には、ポリシー違反の罰則は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リストは消去される。 2. 口座の特権は制限される。 3. 口座は抑制される、又は、取り消される。 4. 侵害者は、準拠法に基づいて処罰可能である。と規定されている。プライバシーポリシーの第10番に、Shopeeは、法的命令又は法的手続に従うように、法令違反の点検を対象にする目的、権利保護又はその他の目的のため取得された情報を開示する可能性がある、と規定されている。

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Shopee.co.th
応答時間	<p>期間は規定されていない。検査官がポリシーに違反している投稿された製品を見つけた場合、検査官は、「この製品を報告する」又は「このユーザーを報告する」をクリックすべきであることが「禁制品及び撲滅されるべき品目に関するポリシー」において言及されているだけである。その後、Shopeeは、リストが消去されることを販売者に通知し、更にこのリストを購入者に通知することになる。</p>

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(5); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介



2012年、タイ王国法務省特別捜査局は、インターネットショッピングサイト www.hothitphone.comにて販売されていた携帯電話に対してレイドアクションを実施し、約1,200点の模倣品を押収し、4人を逮捕したことを発表した。

5.タイ におけるネット上の模倣品に係る調査

5(5); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介



2016年11月、タイ国家警察(ECD)は、Facebook上で模倣品を販売していた模倣品販売業者に対してレイドアクションを実施し、395点の模倣品を押収し、3人を逮捕したことを発表した。

6.インドネシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

6(1); インターネット上の模倣品の実態

【インターネットショッピング市場規模】

- ・2016年のインドネシアにおけるインターネット普及率は50.8%であり、1億2千万のインターネットユーザーいると言われている。インターネットユーザーの半分である5,100万人がインターネットショッピングを利用している。インターネットショッピングの利用率は、小売市場の1%にすぎないが、一部の経済アナリストは、2020年までに、小売市場全体の7~8%がインターネットショッピングによるものになると推測している。
- ・2015年時点で、インドネシアは既に東南アジアにおけるインターネットショッピングサイトの31%を占めている。2025年までに、インドネシアは東南アジアにおけるインターネットショッピングサイトの52%を占めると見込まれており、額にしてUSD46billionと推定されている。
- ・インドネシア政府はインターネットショッピングに対する外資規制をかけていたが、2016年の初め、政府はこの規制を過緩和した。よって今後は外国からの投資が増加し、産業全体に拍車をかけてものとみられている。

6.インドネシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

【インターネットショッピングにおける製品の種類】

・インターネットショッピングサイトで主に販売されている商品は、衣類、靴、バッグ、時計、航空券、スマートフォン、車のアクセサリ、化粧品、書籍などがある。Googleインドネシアの2016年の調査では、美容とベビー用品がインターネットショッピングで最も人気のある商品であり、その後アクセサリ、アパレルが続く。

【インターネットショッピングの顧客層】

・調査では、女性と母親がインドネシアのインターネットショッピングユーザーの過半数を占めることが分かった。また今年のジャカルタポストの記事によると、インターネットショッピングサイトの主な顧客は、若者と、主婦である。

【模倣品の種類】

【模倣品の流通割合】

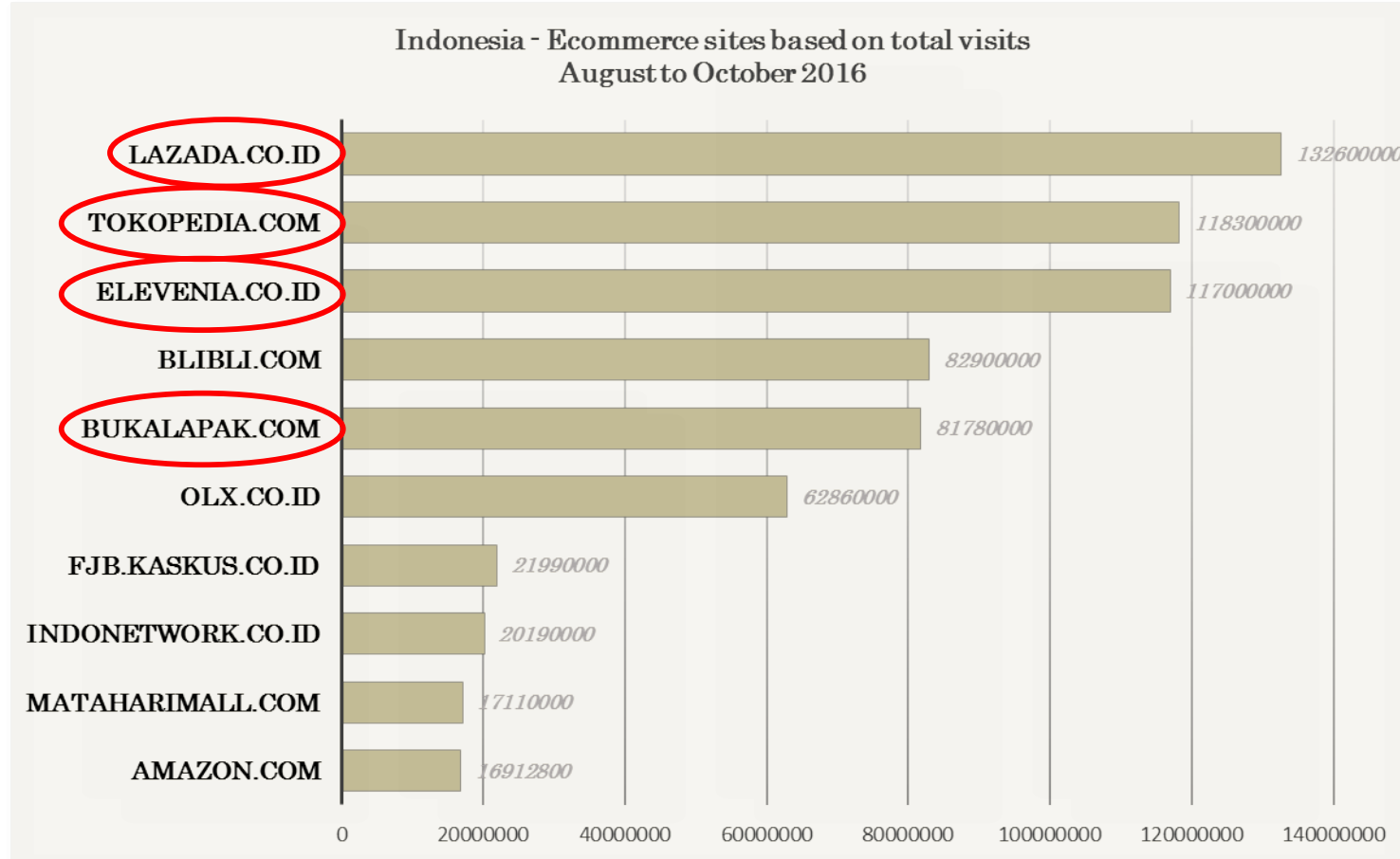
・インドネシア反模倣協会の調査によると、インドネシアにおける模倣品とされる製品は、プリンターインキ、アパレル、皮革製品、ソフトウェア、化粧品、食品、飲料および医薬品である。この調査では、市場の化粧品の16%が模倣品であると推定され、販売された農薬の15%も模倣品であると推定されている。自動車部品、オフィスおよび電子機器、たばこ、医薬品、ノンアルコール飲料、皮革および履物の約10%が模倣品であると推定されている。

・国際知的財産権同盟(IIPA)は、インドネシアにおけるビジネスソフトウェアの86%は正規品でないと推測しているが、小売における違法コピー率はさらに高い可能性もあると推測している。

6.インドネシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

6(2); 主要ショッピングサイトの選定

・2016年、取扱数が多いインターネットショッピングサイトは、以下の通りである



・上位10社のうち、ランキング上位であり、商業的に成功しているインターネットショッピングサイトを4つ紹介する。ただし、他国で紹介したインターネットショッピングサイトは除く。

6.インドネシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

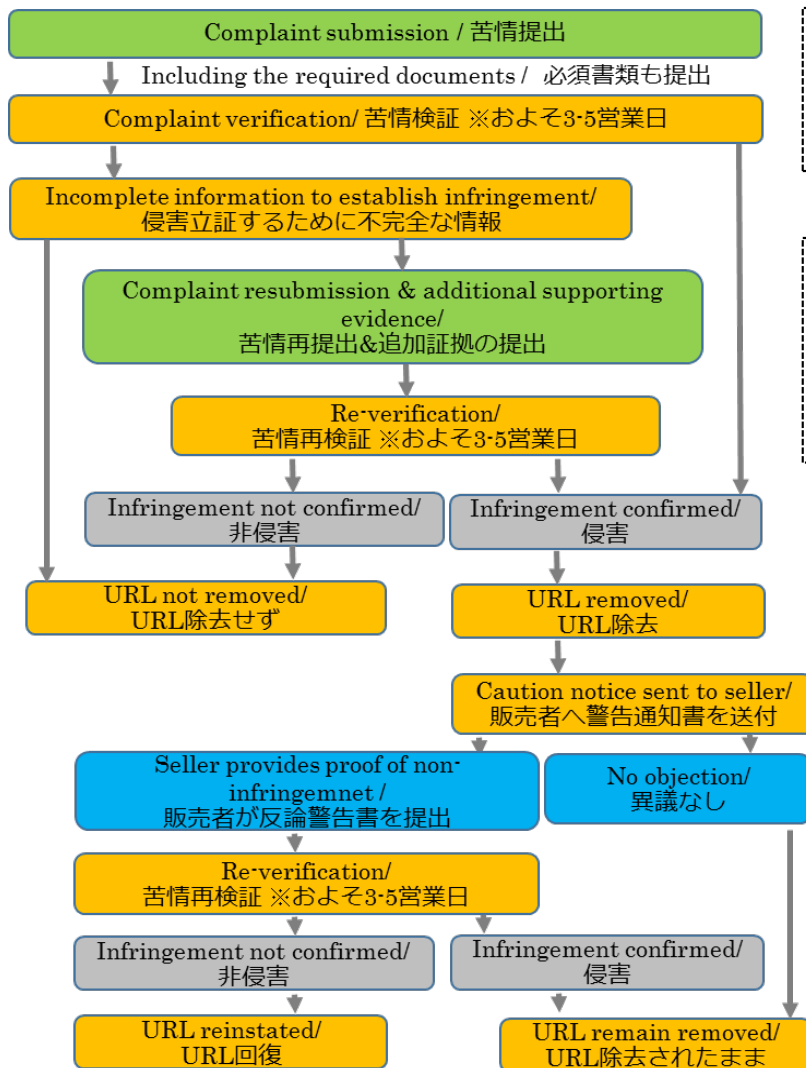
6(3); 各ショッピングサイトの模倣品対策プログラムの紹介

	Lazada	Tokopedia	Elevania	Buka lapak
1 利用規約中に知的財産権条項があるか?	はい	はい	はい	はい
2 知的財産権についての苦情に応答できるか?	はい	はい	はい	はい
3 自動テイクダウンシステムを持っているか?	いいえ	一部分に限る。 オンライン形式	いいえ	一部分に限る。 オンライン形式
4 大量の苦情に対する要件が少ない?	はい	はい	はい	はい
5 繰り返し信頼されるブランドオーナーに対する要件が少ない?	はい	あり得る	あり得る	はい
6 侵害者の連絡先詳細を公開するか?	いいえ	いいえ	いいえ	可能性がある ことをユーザーに伝える
7 販売者により繰り返される侵害を監視するか?	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
8 サイト上のその他の同様の侵害を監視するか?	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
9 アップロードを防ぐために特定のキーワードにフィルタをかけることに同意するか?	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
10. 繰り返される侵害に対してより強い罰則を持っているか?	はい	はい	はい	はい

6.インドネシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

6(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ID-LAZADA.CO.ID



必要書類 :

- ・テイクダウン依頼書
- ・所有権の証明書
- ・侵害公告のURL
- ・委任状(代理人を使用する場合)

苦情の宛先 :

legal@lazada.co.id (via email)

Menara Bidakara 1 Lt.6
 Jl. Jend. Gatot Subroto Kav. 71-73
 Jakarta Selatan, DKL Jakarta
 (via mail)

ブランドオーナーによる行為

サイトによる行為

販売者による行為

6.インドネシア におけるネット上の模倣品に係る調査

6(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Lazada Indonesia
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	<p>商標権所有者による許可なしで、商標権によって保護される特定の設計要素（例えば、漫画キャラクター又は配色）を含む品目。購買者を騙して他の製品のブランドの所有者によって製造又は販売されていると考えさせる可能性が高いという他の製品との類似性を有する品目（例えば、変造されたロゴの有無にかかわらずブランド物の品目のレプリカ）。</p> <p>品目が販売されている現地国法令に違反している品目。</p>
追加措置	<p>顧客に本物だけの保証を与える-顧客は、完全に自分の金銭を取り戻す</p> <p>販売者と顧客との間を調停する</p> <p>法令に基づいて禁止された製品を見破るために手動監視を行う</p> <p>自分の業者に督促状及び通知書を定期的に発行する</p>

6.インドネシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

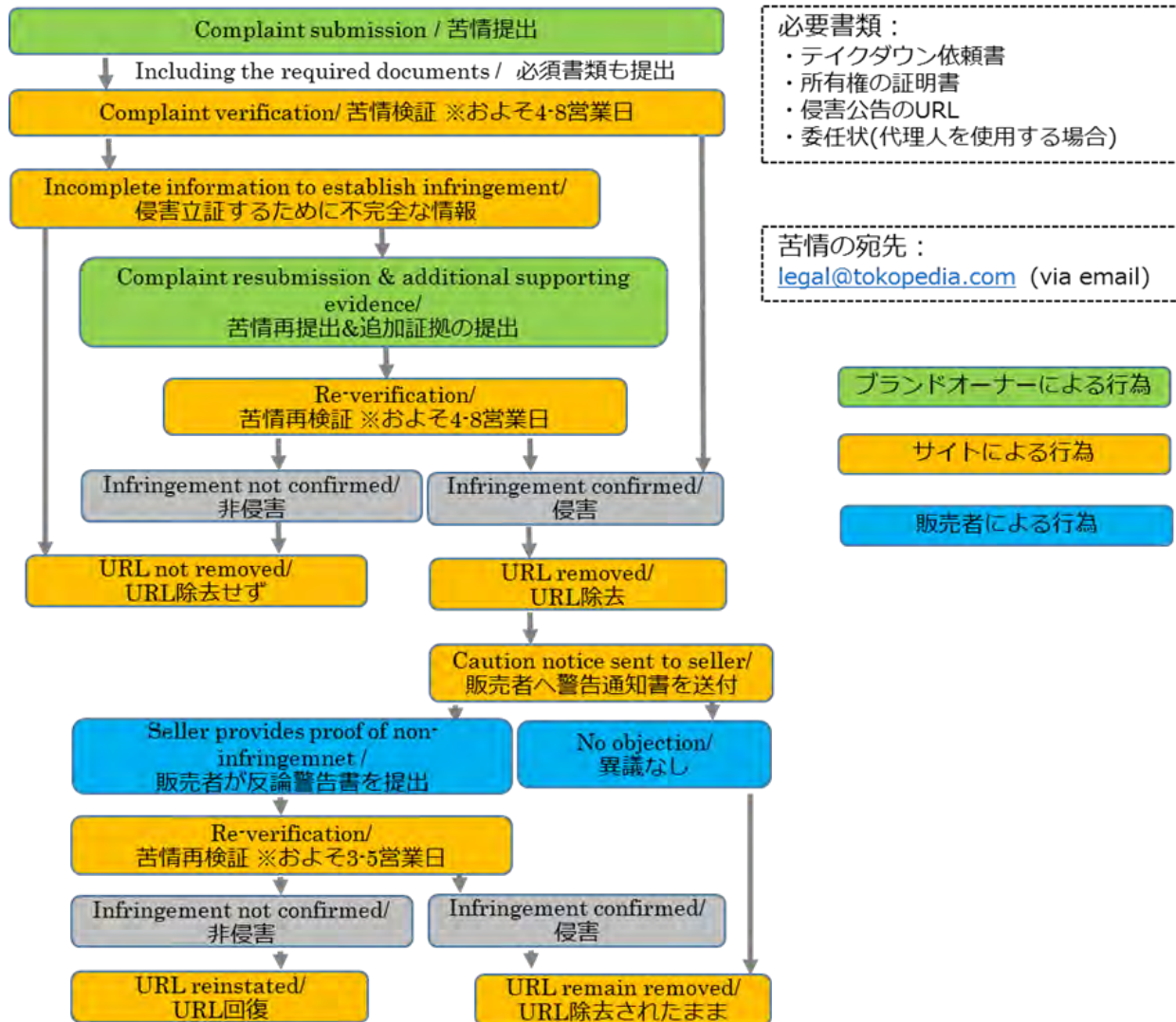
6(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Lazada Indonesia
罰則	製品のリストからの削除を課す、又は 販売者の製品全てをオフラインにさせる、又は 販売者の口座に制限を課す、又は 支払又は口座停止を課す、又は 偽造品販売者に罰金を科す
応答時間	応答時間のためおよそ 2 日 テイクダウン時間のためおよそ 3 ~ 5 日

6.インドネシア におけるネット上の模倣品に係る調査

6(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ID-TOKPPEDIA.COM



6.インドネシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

6(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Tokopedia
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	所有権及び／又は物品の売買がインドネシアの法令に違反する物品 海賊品 既存の独占販売権に違反する物品の販売 ラベル付け、標準化、輸入又は製造規制に違反する物品 インドネシアの法令に違反するあらゆる物品 – これはおそらくあらゆる知的財産権侵害を含む
追加措置	製品が偽造／不適合である場合に、顧客が振替口座資金を留保するのを助ける解決センターがある。 麻薬、成人向け玩具、銃などの製品のためだけに何らかのレベルの手動による事前アップロードフィルタリングを実施する。
罰則	製品のリストからの削除を課す、又は 繰り返しの侵害者に対して- 2 番目の通知を発行する。 更に繰り返される場合、口座を抑制状態に置くことを考慮するであろう。

6.インドネシア におけるネット上の模倣品に係る調査

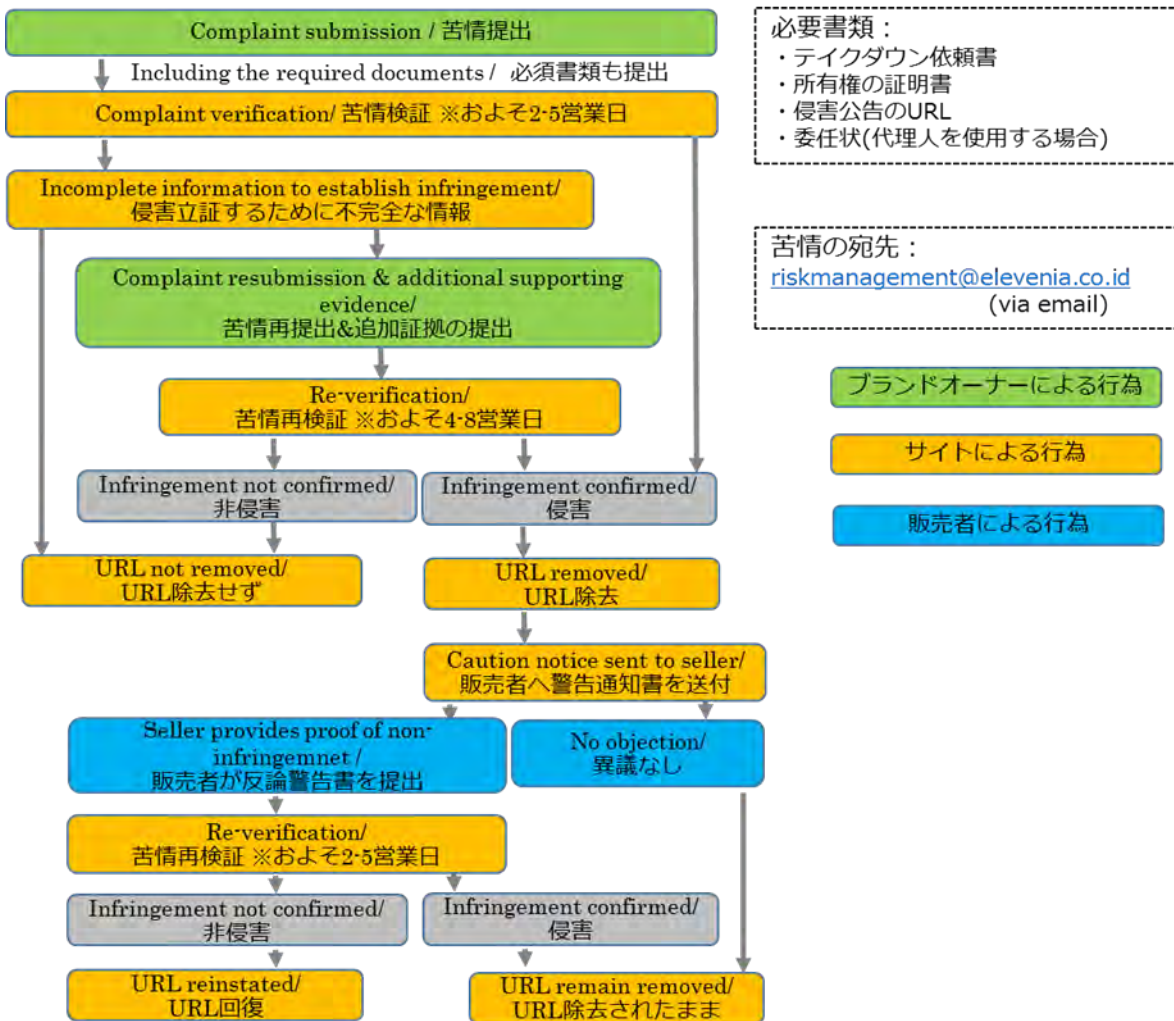
6(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Tokopedia
応答時間	応答時間のためおよそ 2 ~ 3 日 テイクダウン時間のためおよそ 4 ~ 8 日

6.インドネシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

6(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ID-ELEVENIA.CO.ID



6.インドネシア におけるネット上の模倣品に係る調査

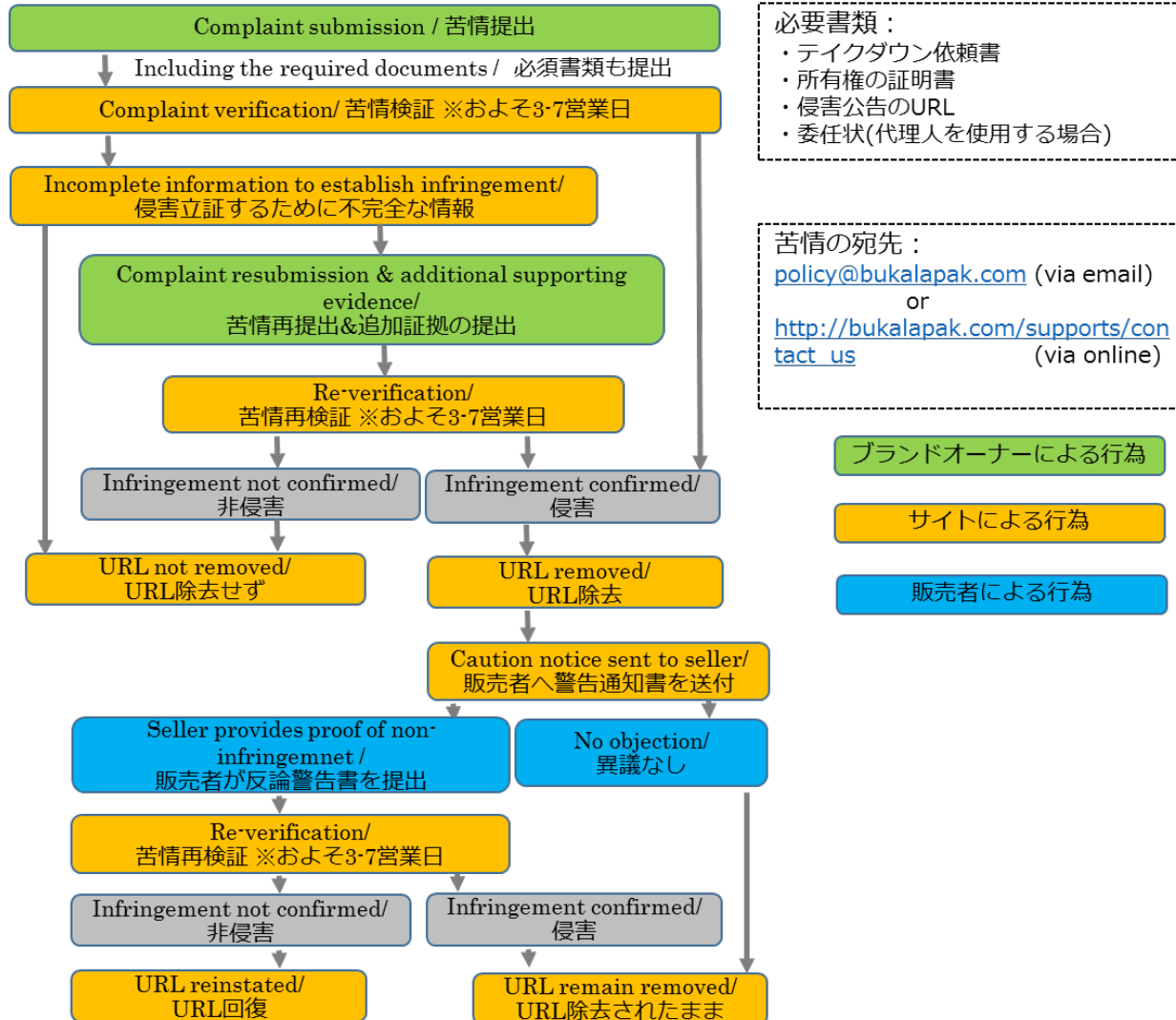
6(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Elevenia
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	販売者は、第三者の商標権、著作権、氏名権（命名権）、及びその他の様々な知的財産権を侵害してはならない。 利用前に必要な第三者の承認。
追加措置	販売者評価のための販売者スコアを減点することがある。 ブランドが検証された販売者のみによって提供された製品のリストを特色とするページを有することを許可するパートナーブランド選択権がある。
罰則	広告と広告に関係する販売取引を停止する 二次攻撃で、販売者が応答しない場合、広告を除去することがある。 三次攻撃で、口座を禁止し、支払保留を維持することがある。
応答時間	主張の応答／検証に 2 ～ 5 営業日

6.インドネシア におけるネット上の模倣品に係る調査

6(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ID-BUKALAPAK.COM



6.インドネシア におけるネット上の模倣品に係る調査

6(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Bukalapak
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	基準は、偽造品と、第三者によって保有される商標権、著作権、命名権、及びその他の知的財産権の侵害とを含む。
追加措置	B u k a l a p a k は、販売者によって申し込まれた価格範囲及び割引率を解析するために自動システムを持っている。このシステムは、「信頼チーム」が、純正製品と、低価格で広告されている偽造の可能性のある物品とに虚偽の割引を付与する販売者を見破るのを助ける。

6.インドネシア におけるネット上の模倣品に係る調査

6(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Bukalapak
罰則	侵害広告をリストから削除する 広告主に否定的な意見を課す 口座を凍結する 口座の不活性化／期限切れ 警察又は関係当局への報告 Aturan Penggunaan ini dilaksanakan dan tunduk pada Peraturan Perundang- undangan Republik Indonesia. 1ヵ月以内に解決されない紛争の場合、サイトは、法的救済策を求めることがある。
応答時間	検証のためおよそ3～7日

6.インドネシアにおけるネット上の模倣品に係る調査

6(5); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

2016年9月、警察は北ジャカルタの住宅地にある小さな生産施設に対してレイドアクションを実施した。この施設は、化粧品の模倣品を1日に約500点製造していた。当該施設より、10,000点の化粧品、1,960点の美容サプリメント、1000点の空の梱包材、10kgの口紅材料などを押収した。

警察の調べによると、ジャカルタの大規模卸売市場であるPasar Asemkaから原料を購入して模倣品を製造していたようだ。製造後、彼らは偽のラベルを製品に張り付け、当該模倣品をPasar Asemkaで販売していた。

また、その一部の模倣品をインターネットショッピングサイトで販売していた。警察は、ユーザーがインターネットショッピングサイトで化粧品を購入する際には、注意するように勧告している。

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

7(1); インターネット上の模倣品の実態

【インターネットショッピング市場規模】

- ・ベトナム産業貿易省の調査によると、同国のインターネットユーザー数は推定約5,000万人で、約3,100万人がインターネットショッピングを利用していることを報告している。他の東南アジア諸国と比較して、利用者の多さは、インドネシアに次ぐ2位にランクされている。その次に続くのはフィリピン、タイであり、それぞれ2,800万人、2,300万人である。
- ・2015年、ベトナムのインターネットショッピング市場はUSD4 billionと評価されている。これは、ベトナムの小売売上高と消費サービス収入合計の2.8%を占めている。インターネットショッピングの成長は、ますます強力であり、ベトナムのGDP成長を支えている。ベトナムのGDPは2013年以来、毎年5.2%の成長を遂げており、これは東南アジア諸国で最も高い数値である。政府は、B2Cのインターネットショッピング市場は毎年20%ずつ増加し、2020年にはUSD10 billionに達すると予測している。

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

【インターネットショッピングにおける製品の種類】

ベトナムの市場調査会社Q&Meが2016年7月に行った調査によると、ベトナムのインターネットユーザーは、以下の商品を購入している

- ・46%：ファッション
- ・39%：テクノロジー商品
- ・35%：キッチン用品
- ・22%：食品、飲料
- ・20%：本、文具品
- ・20%：化粧品
- ・13%：スポーツ用品
- ・9%：チケット
- ・7%：スパ用品
- ・6%：サプリメント
- ・5%：音楽、ビデオ

【インターネットショッピングの顧客層】

・ベトナムのインターネットショッピングサイトユーザーは、主に18-29歳と20-39歳の年齢層である。男性よりも女性のユーザーの方が多い。

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

【模倣品の種類】

【模倣品の流通割合】

・ベトナム電子商取引IT庁（VECITA）やベトナム国家知的財産庁（NOIP）は、インターネットショッピングサイトにおける模倣品に関するデータを提供していない。ベトナム国家知的財産庁（NOIP）は、インターネットショッピングサイトにおける模倣品摘発に限ったわけではなく、ベトナムにおける行政執行に関する統計のみを提供している。行政執行は通常、最も効果的な施行措置と考えられ、詳細を以下に示す。

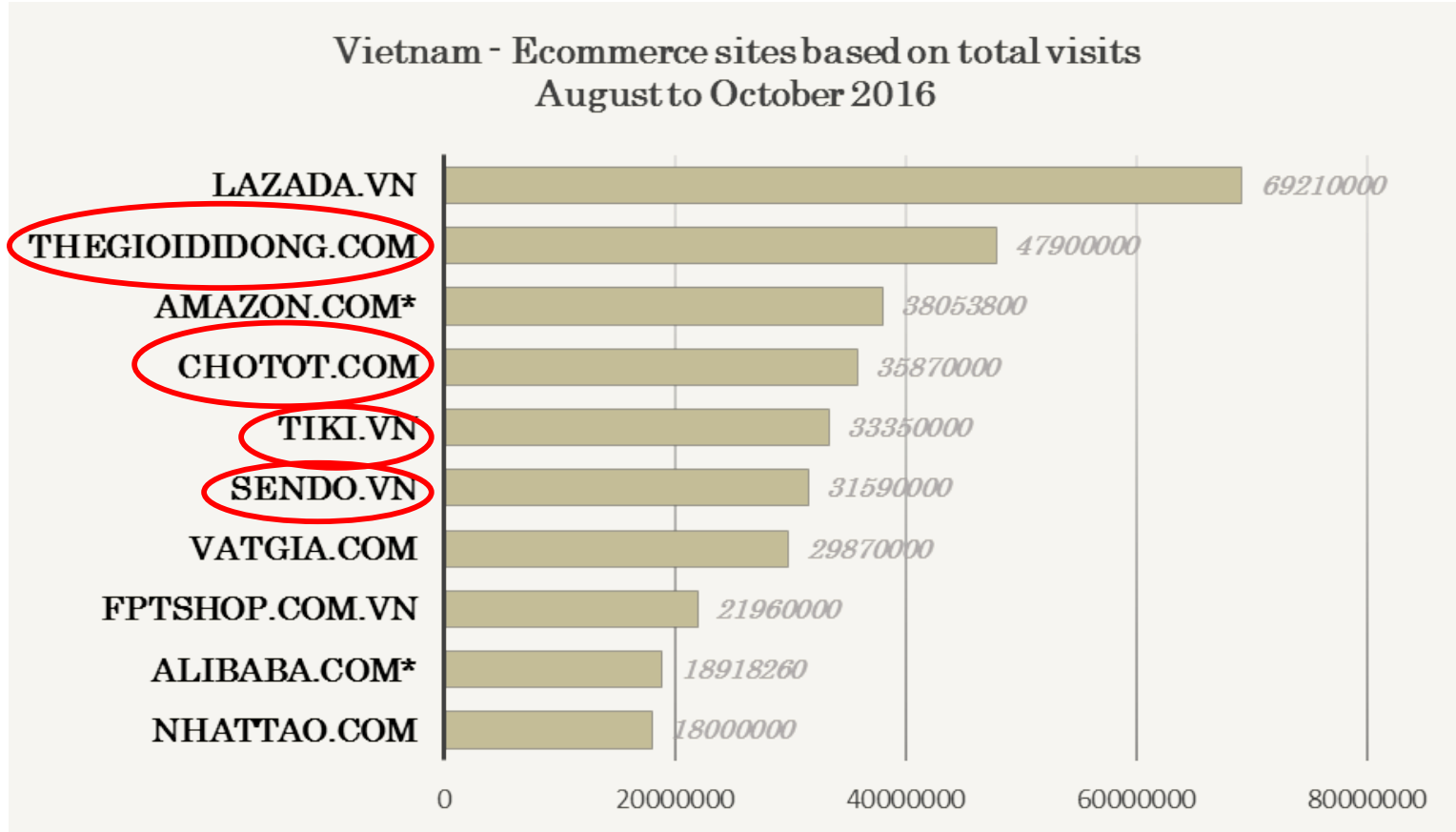
Unit: VND 1,000

Year	Trademarks		Patents/ Utility solutions		Industrial designs		Geographical indications	
	Number of cases	Fines	Number of cases	Fines	Number of cases	Fines	Number of cases	Fines
2011	1,561	9,021,421	04	10,000	107	264,354	39	18,250
2012	1,016	3,416,884	10	120,550	38	154,245	-	-
2013	2,147	18,422,475	-	-	67	199,250	02	4,000
2014	1,082	15,223,701	02	-	20	278,550	02	18,000
2015	1,450	12,426,159	02	-	28	132,250	20	48,658

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

7(2); 主要ショッピングサイトの選定

・2016年、取扱数が多いインターネットショッピングサイトは、以下の通りである



・上位10社のうち、ランキング上位であり、商業的に成功しているインターネットショッピングサイトを4つ紹介する。ただし、他国で紹介したインターネットショッピングサイトは除く。

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

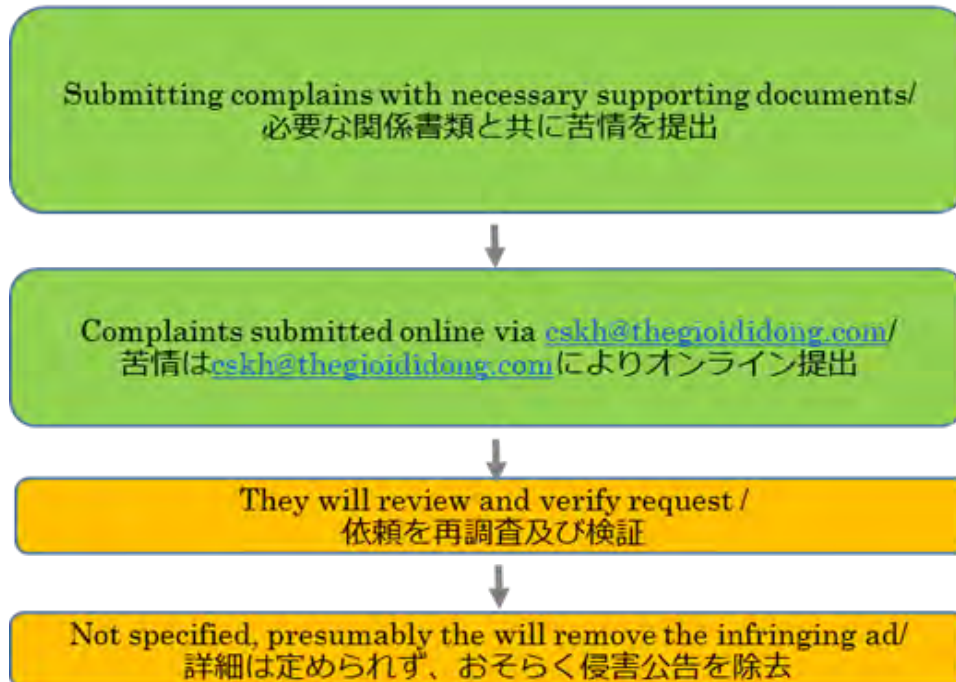
7(3); 各ショッピングサイトの模倣品対策プログラムの紹介

	Thegioididong	Chotot	Tiki	Sendo
1 利用規約中に知的財産権条項があるか？	「偽りなし」だけが許可される	はい	「虚偽情報なし」だけが許可される	はい
2 知的財産権についての苦情に応答できるか？	はい	はい	はい	はい
3 自動テイクダウンシステムを持っているか？	いいえ	いいえ	いいえ	はい
4 大量の苦情に対する要件が少ない？	はい	はい	はい	はい
5 繰り返し信頼されるブランドオーナーに対する要件が少ない？	いいえ	いいえ	検討するためにブランドオーナーとの打ち合わせを必要とする	検討するためにブランドオーナーとの打ち合わせを必要とする
6 侵害者の連絡先詳細を公開するか？	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
7 販売者により繰り返される侵害を監視するか？	いいえ	いいえ	いいえ	はい
8 サイト上のその他の同様の侵害を監視するか？	いいえ	いいえ	いいえ	はい
9 アップロードを防ぐために特定のキーワードにフィルタをかけることに同意するか？	いいえ	いいえ	いいえ	はい
10. 繰り返される侵害に対してより強い罰則を持っているか？	はい	はい	はい	はい

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

7(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

VN-THEGIOIDIDONG.COM



必要書類：

- ・所有権の証明書
- ・知財権の代理人を務める権利の証明書
- ・侵害の証明書
- ・侵害公告のURL

苦情の宛先：

cskh@thegioididong.com
(via online)

ブランドオーナーによる行為

サイトによる行為

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

7(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Thegioididong
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	違法物品 偽物 市場崩壊の誘因 ベトナムにおける準拠法及び規則に違反する行為
罰則	リストの除去
応答時間	サイトへの電話問い合わせによると 1 週間以内

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

7(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

VN-CHOTOT.COM



必要書類：

- ・ 侵害公告のURL
- ・ 製品が侵害品であると考えられる理由
- ・ 知財権所有者の代理人を務める権利の証明 (ビジネス証明書、委任状、公式ウェブサイト)

苦情の宛先：

trogiup@chotot.com (via email)

ブランドオーナーによる行為

サイトによる行為

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

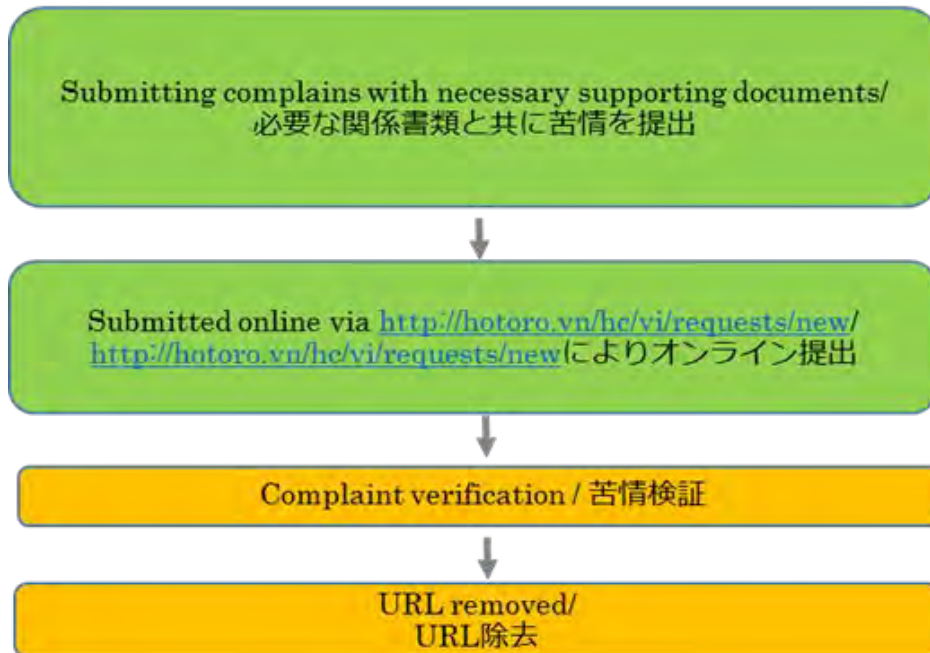
7(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Chotot
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	<p>著作権、特許権、商標権、商品名、意匠権、営業秘密、秘密情報、ノウハウ、のれん、プライバシー権、肖像権、若しくは、その他の財産権などを含む第三者の知的財産権、又は、第三者の肖像権若しくはプライバシー権を侵害する</p> <p>偽造品若しくは盗難品の販売、又はその他の不正行為に関与する偽ブランド品、CD / VCD / DVDの違法コピー、コンピューター若しくはゲームソフトウェアの違法コピーを含む偽造品、密輸品若しくは海賊品</p> <p>ラジオ録音物、テレビ録画物、インターネットからの記録物、及び電子ブックなどを含む知的財産法によって保護された製品</p>
罰則	<p>リストの除去</p> <p>一時的な口座停止（残高は凍結されるであろう）</p> <p>永久的な口座終了</p>
応答時間	<p>苦情を受け入れるために3日</p> <p>検証期間 – 規定なし</p>

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

7(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

VN-TIKI.VN



必要書類：

- ・所有権の証明書
- ・知財権の代理人を務める権利の証明書
- ・侵害の証明書
- ・侵害公告のURL

苦情の宛先：

<http://hotoro.vn/hc/vi/requests/new>
(via online)

ブランドオーナーによる行為

サイトによる行為

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

7(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Tiki
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	虚偽情報を含む投稿
罰則	リストの除去 口座の停止
応答時間	苦情を受け入れるために1～2日 検証のための期間は通知されなかった

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

7(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

VN-SENDO.COM



必要書類：

- ・所有権の証明書
- ・知財権の代理人を務める権利の証明書
- ・侵害の証明書
- ・侵害公告のURL

苦情の宛先：

hotor@sendo.vn (via email)

ブランドオーナーによる行為

サイトによる行為

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

7(4); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

ショッピングサイト名	Sendo
要件	上記の必要書類
URLを消去する基準	違法物品 偽造品
罰則	S e n d o のポリシーの侵害は、行為の重大性に依存した制裁措置をもたらすことがある。 リストの除去 繰り返し侵害者店舗の一時的又は永久的なロック 苦情を受けた販売者は、苦情 1 回当たり高評価ポイント 5 点減点の罰則を科される。
応答時間	検証のためおよそ 3 ～ 7 日

7.ベトナム におけるネット上の模倣品に係る調査

7(5); 各ショッピングサイトの具体的な対策の紹介

2015年1月、ベトナム公安省の国民生活検察官は、中国で製造した模倣品をヨーロッパ製として販売していた模倣品販売業者であるロイヤルベトナム社に対してレイドアクションを行い、ガスレンジ、電気コンロ、オーブン、ブロードライヤーなど約270点を押収した。数多くの都市のスーパーマーケット、ショッピングセンターやインターネットショッピングサイトを通じて商品を販売していた。取り調べにおいて、模倣品販売業者であるロイヤルベトナム社の従業員が2008年から中国・広東から中国製模倣品を輸入し、輸入価格の約5,6倍でベトナムにて販売していたことを認めた。当該レイドアクションは、知的財産権保護を目的としたものではなく、消費者の保護に基づいて行われたものである。

8. おわりに

ASEAN地域におけるインターネットショッピングの普及も急速にすすみつつあるが、各ショッピングサイトにおいて、具体的な模倣品対策プログラムを有する会社と、有さない会社とが散見された。

特に、中国のアリババ・タオババグループのインターネットショッピングサイトは、具体的な模倣品対策プログラムを有しており、今後、このような模倣品対策プログラムがASEANの他のインターネットショッピングサイトに波及することを望むが、日系企業自らが、当該インターネットショッピングサイトに対して模倣品対策プログラムを導入するように積極的に働きかけることも必要であろう。

当該エリアにおいて、本冊子が皆様の知的財産権保護の活動にお役立ていただければ幸いである。

フェリシテIPコンサルティングアジア President & CEO
奥 啓徳氏 (oku@felicite-ip.com)

2000年、パナソニック（株）知財部に入社後、液晶TV、移動通信システム、半導体などの分野において権利取得業務に従事。2006年には同社のライセンス部門に異動し、自ら権利化を担当した特許権を用いてライセンス交渉に参画。

2011年セレスIPコンサルティング入社。

2013年より現職。インドを軸にシンガポールを中心としたASEAN各国を飛び回る。